

平成26年第4回美祢市議会定例会会議録（その3）

平成26年12月3日（水曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
市民福祉部次長	杉原功一	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	藤澤和昭	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	
財政課長		市民福祉部次長	三浦洋介
市民福祉部長	西山宏史	市民福祉部	岩崎賢治
生活環境課長		健康増進課長	
建設経済部長	志賀雅彦	建設経済部	河村充展
農林課長		商工労働課長	
教育長	永富康文	代表監査委員	三好輝廣
消防長	阿野一俊	病院事業局長	金子 彰
上下水道 事業局長	松野哲治	管理部長	山田悦子
		教育委員	
		局長	
		事務局	

教育委員会事務局
学校教育部長
監査委員局長
下水道事業局長
施設課長

津 守 一 郎
小 田 正 幸
矢田部 繁 範

教育委員会事務局
生涯学習スポーツ推進課長
上下水道事業局
管理業務課長

内 藤 賢 治
三 戸 昌 子

6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

6 俵 薫

7 岡 山 隆

8 竹 岡 昌 治

9 三 好 睦 子

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、河本芳久議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。俵薫議員。

〔俵 薫君 発言席に着く〕

○4番（俵 薫君） おはようございます。友善会所属の俵薫です。一般質問順序表に基づき、一問一答方式で一般質問を行いますので、どうかよろしく願いをいたします。

今日は、二つの大きなテーマを質問していきたいなというふうに思っております。

まず最初の1番目のテーマ、地域資源循環社会の構築、環境立市についてであります。

これは本当に提案型の質問でありますので、どうかお気楽に聞いていただけたらというふうに思っております。

近年といいますか、最近、本当に問題になっております地球温暖化のことですが、今のままの温室効果ガスの排出が続くと、今世紀末には世界の平均気温が4.8度上昇し、海面水位が82センチ上昇すると、国連の気候変動に関する政府間パネルでは、統合報告書では出されています。また、海は海洋酸性化が起き、経済損失は徐々にふえ、2100年、今世紀末ですが、損失は年100兆円を超え、サンゴ礁まで大打撃を受けるとされています。

今年度末の気温の上昇を2度未満に抑える国際目標を達成するには、1870年、

産業革命ですよね、ヨーロッパで起きた、以降の二酸化炭素の累積排出量を2兆9,000億トンに抑えなければならないとされています。

しかし、既に1兆9,000億トンを排出をしており、許される排出量は1兆億トンとなります。今の排出量が続くと、大体、今は単年度、世界中で1年に四、五百億トンの排出がされているというふうに言われております。今の排出量が続くと、今後、二、三十年の間に上限を超えると予測をされております。また、目標を達成するには、2030年までに二酸化炭素換算で170億トンの大幅な温室効果ガス削減が必要となると国連環境計画が報告書を発表しております。

私、昔聞いた話なんです、アメリカ大陸の先住民、インディアンという言葉が正しいのかどうか、ちょっとよくわからないんですが、彼らの考え方の中に、この広い豊かな広大な土地は、私や私たちのものではないと。では、誰のものなのかということがありました。この豊かな大地は、子供たちのものだ。私たちは、子供から今預かっているんだ。子供たちが、やがて大きくなり成長したら、預かったときのままで子供たちに返すのだという考え方です。すばらしいと思うのですが。

最近よくラジオで、政府広報か広告か知らないんですが、大人は資源を食い潰し、私たちに何を残すのというラジオがあります。考えてみたら、私たちは本当に資源は食い尽くし、残すものは大気中の膨大な二酸化炭素、そしてサンゴの住めない海、また私たちが体験したことのない異常気象の世界を、多分、今の子供たちに残していくのだらうというふうに思っております。

そこで、最近、奪い合いが始まっております再生可能エネルギー、木質バイオマスです。カーボンニュートラルと言われているのですが、大気中の二酸化炭素をふやさないとエネルギーにならうかと思っております。

また、今使っている化石燃料、石炭、石油、天然ガス、またシェールガスなどは、太古の二酸化炭素が地底奥深く眠っているものを、私たちは今エネルギーとして使い、大量な二酸化炭素を大気中に放出を続けているというのが間違いないことだらうと思っております。

そこで、市や市が関連する施設に、エネルギーとしてこの木質バイオマスを活用できないかとの提案をいたします。

ここで、通告にはないかもしれませんが、村田市長に、環境問題、化石燃料、

カーボンニュートラルの木質バイオマスについて、どのように考えられておられるか、お考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 俵議員の、事前通告はないけど、化石燃料について聞きたいというお話ですので、私が頭の中にあるといたしますか、私もいろんなことを勉強させていただいていますので、それによる記憶の中での回答とさせていただきたいと思います。

今、二酸化炭素の排出量、それから二酸化窒素のこともおっしゃいましたけれども、化石燃料というものです。恐らく今MYTを通じてこの議場を見ておられる方、化石燃料という言葉はよく耳にするけれども、その化石燃料の意味というのは何だろうかというふうにお思いだろうと思います。

普通、化石というと、この美祢市というのは化石の宝庫ですので、石炭層の中からも化石が出てきますし、貝の化石も出ます。それから、昔の植物群の化石も出ますけれども、この化石燃料の考え方は、今は、地質時代まで、太古の昔において、太陽が降り注ぐエネルギー、今も、きょうは非常に冷え込んで太陽が陰っていますが、生きとし生けるものというのはほとんどのものはこの太陽エネルギーによって成り立っている。地球そのものの生命は、太陽エネルギーによって成り立っているということが言えると思います。それは、今もそうですし、未来もそうですし、過去においても同じでした。

今、この美祢市は、すばらしい山々を持っていますし、森林を持っています。この森林というのは、やはり太陽エネルギーによって成り立っていますが、過去の植物群、それから動物、我々も動物ですけれども、動物も太陽エネルギーの恩恵によって存在していたということです。それが死滅といたしますか、死んでしまった。太陽エネルギーを抱いたまま死んでしまった。それが大地の中に眠って行って、地圧とか地熱とかいうことによって変成をされて、それが石炭なり、石油に変わっていったというものです。

ですから、ある意味、その化石燃料という意味は、かつて降り注いだ太陽エネルギーが化石化したもの、それが化石燃料として今我々が使わせていただいているということ。ですから、今は化石燃料がとても悪いというふうなイメージがありますがけれども、実は天然由来といたしますか、過去の太陽エネルギーが蓄積をされたもの

を今我々人類は使わさせていただいておるといことです。

現実でいうと、今生きている動植物群は、今の太陽エネルギーによって成り立つのが普通ですけれども、過去の太陽エネルギーを今開いて、そのエネルギーを使っていますので、その意味でいうと、地球そのものに負荷がかかってしまうということも、ある一方ではあります。ですから、二酸化炭素が過大に出てしまっていて、地球温暖化に結びつくんじゃないかということもあります。

しかしながら、一方では、今の太陽エネルギーで成り立っておる植物群を大量の、今は世界中で大量にエネルギーを消費していますから、今の太陽エネルギーで成り立つこの植物群を、例えば燃焼させてエネルギーに変えようとした場合、そうすると、それでは足りないんですよ。ですから、森林伐採が起こりますから、逆に言うと、今度は酸素が不足するということが起こります。もちろん、海がありますから、海から大量の酸素が出ていますけれども、地球のやっぱり大気組成も変わるということがあります。ですから、それをやらないためにも、化石エネルギーが今の時点では必要ということが言えます。

人類は、非常に英知を持っていますので、太陽エネルギーそのものを使ってエネルギー化できないかということで、今メガソーラーなんかがありますけれども、それをエネルギーに変えて使うということもあります。

ですから、例えば水力エネルギーでも、太陽の光によって熱で温められたものが海で蒸発したのが雲になって、高い山に降り注いで、下がっていくエネルギー、だから落下エネルギーです。それをダムなんかで使って、エネルギー化することもあります。

ですから、いろんなこともあります。風力もそうです。風力エネルギーも、太陽エネルギーによって大気が循環することによって生じるエネルギーをエネルギーとして使わせてもらっているということがありますので、そういう意味においては、いろんな今のエネルギーを使っていく必要があります。

人類が、今のような高エネルギーを使う社会を持続しよう、もっと便利になりたいということであれば、そのエネルギーそのものをどういうふうに変換して使っていかうかということは、非常に我々人類にとって大切な選択肢を選ぶ使命があるだろうと思つてます。

それが、なかなか究極のものが見つけれませんので、アメリカでは今はシェー

ルオイルですね。将来的には日本にも輸出できるであろうということで、限りある石油、石炭にかわるエネルギーとして、これも化石エネルギーの一種ですけれども、将来的には使おうという考え方もあります。

ですから、いろんな今は選択肢を人類は持っています。それを今、先ほど申し上げたように、これから考えて、それぞれがやっていこうということですので、お答えになっているかどうかわかりませんが、私がいろいろなことを考えておる中の一端ほどを述べさせていただいたということで、回答にかえます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） ありがとうございます。通告のないことにお答えいただきまして。

いずれにしても、どのエネルギーにしても問題はあろうかと思っておりますが、それでは（1）として、これはちょっと文章になってないんですが、ちょっと読み替させていただきます。市がかかわる化石燃料ボイラーの使用料が多い施設の使用料と金額を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋山哲朗君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 議員御質問の市がかかわる化石燃料ボイラーの使用料の多い施設の使用料と金額はについてでございます。

大きなものといしまして、カルストクリーンセンター、道の駅おふく、秋吉台リフレッシュパーク、美祢市立病院等がございます。

まず、カルストクリーンセンターにつきましては、灯油ボイラーを使用しております。平成25年度の実績で年間28万リットル、金額にして約2,316万円を使用しております。それから、道の駅おふくにつきましては、温泉施設において灯油ボイラーを使用しており、平成25年度の実績で年間約20万6,000リットル、金額にして約1,806万円でございます。秋吉台リフレッシュパークにつきましては、温泉施設においてA重油ボイラーを使用しております。平成25年度実績で年間約12万9,000リットル、金額にして年間約1,253万円でございます。美祢市立病院につきましては、空調器用にA重油を使用しております。平成25年度の実績で年間約12万6,000リットル、金額にいたしまして年間約1,052万円となっております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、俵議員。

○4番（俵 薫君） ありがとうございます。灯油、重油はあるわけですが、今の全部を足すと、燃料として74万1,000リットル、金額として6,427万円ばかりの使用があるということで、今回の質問はこの灯油、重油の量を減らし、この金額6,400万円を半分ぐらいにできないかなという御提案であります。

そこで、美祢市はこれまでに、過去、木質バイオマスボイラーの導入を検討されたことがあれば、内容を教えていただけたらと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 木質バイオマスエネルギーの検討を市としてしたことがあるかということですが、昨年ですね、道の駅おふくで検討をいたさせました。いろいろな検討材料を持って行ったのですが、結果とすれば、この導入は見送ったという結論に至っております。その中身、ある一定の詳細については、担当部長より答えさせます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 道の駅おふくの検討結果の結論として、先ほど市長が言われましたとおり、導入を見送りとしております。このとき検討いたしました内容につきまして、概略を御説明いたします。

まず、検討の時期ですが、昨年、平成25年の11月頃になります。検討の経緯ですが、山口県農林水産部から導入に向けての照会があり、県の受託業者が現地確認等を行われました。その際の提案は、既存ボイラー2基のうち、1基をペレットボイラーに変更し、別に屋外にサイロを設置するというものですが、設置費としては約2,600万円、このうち半分が国庫補助、燃料費の削減効果としては約570万円見込めるというものでした。しかしながら、この見積額の精査や他市の導入事例の聞き取り調査を行ったところ、熱量の算出等に一部不備が見られたため、再度、資料提供の依頼及び独自の調査、積算を行ったところであります。

その結果、設置費といたしまして約6,000万円、これにつきましては、配管の布設替えや格納をする建屋の設置等初期経費も含まれております。また、燃料費等の維持経費につきましては、当初削減できる見込みが逆にコスト高につながって

いくということになりました。コスト計算を行った際に用いた単価につきまして説明いたしますと、ペレットが1キログラム当たり47円25銭、灯油単価が1リットル当たり95円として算出をしております。

併せまして、ボイラーの耐用年数が15年とされていることから、15年後には、同規模ボイラーの取り替え経費として2,500万円程度が必要であること、ランニングコストにつきましても、導入施設への聞き取り調査から専門のメンテナンス、電気代、ばい煙測定経費、修理費、灰の処理に伴う人件費等の必要があることが判明したところであります。以上のことから、導入を見送ったものであります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） 導入を検討されたが見送られたということですが、あえて私は今回、木質バイオマスボイラーの導入の提案をいたしたいというふうに思っております。

私たち友善会は、先月、11月ですが、会派の調査研究で、現在稼働している木質バイオマスボイラーを神戸市のほうに視察に行っていました。からとの湯という温泉施設であります。於福の道の駅と規模的には変わらないぐらいの温泉施設でありました。その施設も当初は重油ボイラーで温泉水を加熱していたそうですが、燃料費削減のために、平成21年にバイオマスボイラーに変更され、1年間で900万円以上の燃料費の削減につながったとお話を聞くことができました。

ちょっと見えにくいんですが、これですね。兵庫県K温泉、からとの湯だろうと思います。ここは1キログラムが21円のRPFですか、木のチップの中に廃プラがまざっているという燃料で、1キロが21円、1トン2万1,000円の燃料です。削減額が950万4,000円というふうになっております。

於福の道の駅にも、このようなボイラーを導入すべきではないかと考え、秋山議長にお願いしまして、於福の道の駅の温泉のデータをボイラーメーカーのほうに送りまして、試算をしていただきました。これが御提案書です、ボイラーメーカーの。一番いい結果が出たのが50キロワットのボイラー。さっきのからとの湯と同じ熱量のボイラーです。

見えないでしょうけど、これは試算が1キロ当たり10円のチップの場合です。10円のチップで、このボイラーメーカーは1,110万円程度の削減ができると。

でも、1キロ10円で、供給する側とすればおもしろくないんです。1キロ10円のチップがあれば、もうこれに言うことはないんですが、仮に1キロ15円であれば830万、1キロ20円であれば550万ぐらいの削減ができるとされております。

供給する側からいえば、1キロ10円、ちょっと厳しいなというふうに思っております。まだその辺が、どの程度の単価が適当なのかというのは、今後の課題であろうかとは思っておりますが、灯油の燃料費の削減した、できれば削減したお金が山や山林所有者、山林作業従事者に返っていく。そしてまた、返っていった山から、またカーボンニュートラルの木質バイオマス燃料がエネルギーとして供給できるような地域資源循環社会を目指すべく、木質バイオマスボイラーの導入の御提案をいたします。

また、温室効果ガスも500トン近く、道の駅だけで削減ができると試算をしておりますし、先ほど言われた国の補助金ですか。多分これだろうと思うんですけど、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金、これはバイオマスの燃料製造まで補助対象に入っているようでありますので、ぜひとも導入を検討していただきたいと思うのですが、村田市長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 俵議員、今のちょっと、質問というか、御説明を聞いておって、ちょっとわかりづらいところがあったのですが。先ほど西田部長からお答えしましたように、物事を新たに、全く新しいものに転換しようとした場合、いわゆる設置コスト、イニシャルコストがかかります。それと、それを設置した後、いかにランニングコストが違ってくるかということが2点目としてあります。そして、その設置したものがどれほどの耐用年数があるかということもあります。ですから、更新時にどのぐらいかかるか。それと、先ほど昨年のバイオマスエネルギーを検討したときに、ばい煙等に伴う処理についても非常にコストがかかるし、面倒がかかるということを申し上げたと思うんですが、その辺の比較がちょっとわかりづらい。

ですから、単純にランニングコストが1チップ、だから、これほど投与して、今の油を使うのと比べると、これほど安くなりますよということだけを比較すると、そこだけを見てしまうと、あたかも非常にいいというイメージを与えるかもしれないけど、今申したように、物事をやろうとするときには全体的なことを勘案しない

とできないんですよ。それがわかりづらかったということ。

それと、もう一点、私の聞き間違いかもしれませんが、兵庫県ですか（発言する者あり）木質のものに廃プラスチックをまぜたものというふうな説明があったと思いますけれども、今のバイオマスエネルギーの考え方でいくと、例えば廃プラスチックを燃焼させるということについては、プラスチックというのは、先ほど俵議員が言われた化石燃料であるオイルですね、オイルを使ってプラスチックができておるわけです。ですから、化石燃料がただ単純にエネルギーが変わっただけで、形が変わっただけで、プラスチックになったというものであって、それを木質系のものとまぜて使うということであれば、実はそれはバイオマスエネルギーと言えることかどうかということもありますし、廃プラスチックを燃焼させるということは、それに伴う排気についてもいろんなことが考えられます。ですから、その辺の検証もされておるかということもよくわかりません。

ですから、そのことを、視察研修に行かれたのなら、データとしてお持ちになってるなら、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） はい、俵議員。

○4番（俵 薫君） 私、ボイラーメーカーの営業ではないことだけは、ちょっと先に言っておきたいと思うんですが。

今ボイラーの話をされましたが、このメーカーのボイラーは、燃焼温度が1, 100度から1, 200度まで燃焼温度を上げます。そして、ということで、完全に木を燃やし尽くすようなボイラーになっております。また、耐火レンガも使っておりませんので、何年かに1回、耐火レンガをかえるという経費もありません。完全に燃やし尽くすということで、灰もほとんど出ないというのがこのボイラーの特徴です。

実際、そこの兵庫県のからとの湯では燃料を広島のほうから調達していると。大量の木質チップがないということで、1キロ21円、ちょっと高いんですけど、ただ廃プラがまざっているということでカロリーが高いということで、1キロ21円ですか。だから、木であれば、同じ価格ではちょっと無理があろうかと思っております。15円当たりが妥当かなと。だから、ほとんど環境に負荷のないボイラーというふうになっております。

あと、何やったですかね、市長。（発言する者あり）廃プラをまぜているのは、

広島から、そのメーカーもやっていますよと、こういう温泉は。環境に負荷を与えない。1, 100度まで竜巻のような風をボイラー内で起こして完全燃焼させるということで、煙の出るようなボイラーではないと。なおかつ、灰はほとんど出ないというふうに聞いております。よろしいですか。

○議長（秋山哲朗君） 恐らく、俵議員、友善会の方、3名の方がその資料を持っておられると思うんですよ。もしもよければ、その資料を配付されたらどうなんですか。恐らく議員も執行部の方も、皆さん、どういうものかわからないと思うんですよ。

○4番（俵 薫君） それはコピーされれば、これしかないのです。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

○4番（俵 薫君） はい。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと質問時間を若干とめて、10分間ほど休憩します。だから、あと10分間追加してやられて結構ですので、よろしいですか。

ちょっと10分間休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

資料が配付されたと思いますけども、皆さんありますか、はい。

それでは、この資料について、俵議員のほうから御説明をお願いします。俵議員。

○4番（俵 薫君） 秋山議長、資料について御配慮をいただきましてありがとうございました。

まず最初に、この御提案書ですが、ちょっと今、村田市長のほうから指摘がありましたので、ボイラーメーカーに成りかわって謝罪をして訂正をお願いします。一番上のところがミヤ市役所になっているようです。美祢市役所と訂正をしていただけたらと思います。

この御提案書ですが、これはあくまでも道の駅の源泉の温度や加温の温度、1日の稼働時間、年間稼働時間、それから1日の使用量をメーカーさんのほうに送りましていただいたものです。

一番後ろの2枚目が、30万キロワットアワーのボイラーの御提案で、913万

円ぐらいの削減になるだろうと。一番後ろが、私が落書きしていますが、50万キロワットアワーのボイラーで1,100万程度の削減ができるだろうと。灯油の使用量が灯油1リッター当たり2.5キロのCO₂を排出するということで、上のほうに落書きしておりますが、516トン余りのCO₂が削減できるだろうという、これ御提案書であります。

それから、このボイラー、私たちも1社しかまだ行ってませんので、いろんなまだボイラーがあるとは思いますが、この分の1枚目をめくっていただきましたら、当社独自の燃焼原理により、固形燃料のみで1,100度以上、1,100度から1,200度の高温にすることができて、2次バーナーも使わなくていいということで、有害物質や灰もほとんど出ないというボイラーであります。

また、燃料においては、チップでは35ミリ角まで、ピンチップというのがあったチップでは5センチの長さまで使用できますよということであります。

それから、先ほど言った、からとの湯ですが、この分のこれですよね。この後ろから2枚目ですか、兵庫県K温泉削減効果、これは先ほど言いました純粋な木質チップだけではない、廃プラがまじったチップですが、そのかわり単価がちょっと高いです。キロ21円、トン2万1,000円ですか、高いんですが、廃プラがまじっているということで、燃焼カロリーが高いということで、21円でも削減ができますよというものであります。

よろしいですかね、以上のような説明で。

○議長（秋山哲朗君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、俵議員から御提出をいただいた資料、それから今説明をお伺いしたんですが、ちょっと何点か、先ほども資料を配付いただく前にも質問をさせていただきましたがね。ここに書いてあることは全てランニングコストの比較なんです。

ですから、今この資料でおっしゃったけど、固形燃料のみで1,100℃以上の高温熱核層を形成してやるというふうに書いてあるけれども、木質系燃料だけでは恐らくこれは耐えられないと、できないと思います。いつも安定的に燃焼させることできないと、私もいろいろ科学的なことが好きなので勉強してますので、恐らく無理でしょう。

ですから、先ほど廃プラスチックを使うということをちょっとおっしゃったから、

その辺がどうかなのということを申し上げたんですが、それで今こちらの提案書、美祢市になってない、ミヤ市になってますから、ちょっと私、あまり読むのも嫌なんですが、ミヤ市はありませんから、美祢市ですからね。

しかしながら、これが美祢市に出された。美祢市がお願いしたものじゃなしに、議会の友善会がお求めになった提案書だろうと思うんですが、ここの中に、今ちょっと斜め読みしただけなんですけれども、この提案書の中に、バイオマスボイラーは、1 ページ目ですね。瞬間的な熱需要の変動に対応する反応が遅いということで、不足分を既設の化石燃料ボイラーでカバーをするハイブリッド型システム効果の出る効果、ケースが多いですと書いちゃう。これは恐らく、先ほど立派なパンフレットのほうには1, 100度ということが書いてあるけれども、実は木質系だけでは対応できないので、化石燃料というのが廃プラだろうというふうに思うんですけれども、そのことが、これ提案書のほうには書いてあるんだろうと思います。

それと、2 ページ目ですが、先ほど灰とかじゃないということが依議員から説明がありましたけれども、2 ページ目の上から8行目ですか、イクロスのバイオマスボイラーは、通常のチップ燃料であれば12時間以上、連続運転が可能です。ただし、運転前は必ず炉内及びサイクロンの灰掃除を行ってくださいということがありますね。ですから、そういうコストがかかります。

ですから、ある一定の灰じん、粉じんが出るんだろうと、私はこれで理解したんですけれども、それと3 ページ目、シミュレーションの効果という項目があるんですが、これ瞬間的に見させていただいて、何点かちょっとどうかと思うのがあったので、上から3行目ですか、冬場等の負荷の多い場合、ですから本来的に気温が低い、それからおふくの道の駅の温泉は冷泉ですから、温度を引き上げる必要がありますから、冬場等の負荷が多い場合、熱量が不足すると思われま。

ですから、このボイラーでは不足するという意味でしょう。その場合は、既設灯油ボイラーをバックアップとして使用できますということですね。使用できますということは、このバイオマスボイラーだけでは冬場には対応できないので、今灯油ボイラーを使ってやっておりますけれども、それをバックアップとして使うということは可能ですということが書いてあります。

ということになりますと、新たなこの施設を導入した上に、既設の灯油ボイラーを使わざるを得ないということが起こるようであれば、このランニングコストの面

においても、これに非常に大きなランニングコストのメリットがあるということが書いてありますけれども、現実的にこれを運用した場合、それがどうかなということがまず考えられます。

それと、ここの続きに、ボイラーの火をつけた後、とめたりつけたりの繰り返しはできません。絶えず火はついた状態で運用しなければなりません。もちろん、火力の調整は個々に応じて可能ですが、急激な負荷変動に対応が遅く、弱火も定格の40%程度までしか絞れませんということが明確に書いてあります。

ですから、恐らくこれは新たにこの会社がバイオマスエネルギーを使うということをいろいろ声高に叫ばれておりますので、この会社として一生懸命開発をされたものでしょうけれども、まだいろんな問題点があるということが、この提案書にも明確に書いてあるということが、正直な提案書だなというふうに思いました。

ですから、これをそのまま使うということは、まず無理だろうということが一点と、それともう一点は、何よりもイニシャルコスト、設置コストがどこにもないんですよ。1,100度でボイラーを運用しようとした場合、燃焼の温度は、かなり高度な機能を持ったボイラーが必要だろうと思います。

ですから、炉内の温度を一定の高い温度に保つということは、非常に高品質なボイラーが必要だろうと思います。そうすると、非常に高いボイラーになるんじゃないかと思われま。これ一つもそこに触れてないんですよ、どの程度のものがかかるか。

ですから、この設計書をつくるのもイニシャルコスト、そして搬送するのもイニシャルコスト、そして設置するのもイニシャルコスト、そして機械代もイニシャルコスト、ですからその辺のことが全くわからない。それと、排水管なんかもつくらなくちゃいけませんから、その辺のことも全くない。

ですから、このことが、このイメージ的には、このバイオマスというのは私も否定いたしません。すばらしいなと思うんですけども、リサイクルをしていくという考え方は、一番冒頭に私が申し上げたように、これからエネルギーをどういうふうを選択していくかというのは人類の宿題、宿命でしょうから、それは、否定はいたしませんけれども、こういうふうなさまざまなことをクリアをしていかないと、単純にいいなと、きれいなエネルギーじゃないかと、運用するのに一面だけを見て安そうだからということであるということは、私は市長としてはできません。

ですから、今申し上げたように、設置コスト、イニシャルコスト、そしてランニングコスト、そしてそれを運用するに当たって生じるいろんな問題点を本当に徹に入り細に入り検証して、そしてこれがどの程度もつか、1, 100度の燃焼温度を保つというのであれば、恐らくかなり炉の消耗度も早いというふうに思われますので、先ほど15年ということを上げました。昨年検討した結果ですね。

ですから、ある程度早い時期にその高いボイラーを、また更新せざるをえないんじゃないかということも考えられます。そうすると、今議会の中でもおふくの道の駅は随分お金がかかっているから、無駄なお金は使わないということを随分議会の中でも言われる議員もいらっしゃいますけれども、こういうふうなせつかく議会の会派で勉強されたのだから、大変結構だろうと思いますけれども、そういうところまでちょっと掘り下げて勉強していただいて、その上で私のほうに御提案いただくと幸せます。

今ここに資料が出てないけれども、俵議員もしくは友善会のほうで、そこまで掘り下げて研究検討しておられるんなら、どうぞここを出していただくと、私もそれに対していろんなお話ができると思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） 今の市長の御指摘ですが、このボイラーは設置して動かすのに五、六千万円の初期投資だというふうに聞いております。

それから、先ほど市長からお話があったバイオマスボイラーは、瞬間的に大きな熱量を一気に立ち上げることはできないということも事実です。でありますので、この既設のボイラーを当然残します。急にお客さんがふえて、湯の量が急に要り出したということになったときには、自動で既設のボイラーが運転を始めます。こちら側のボイラーの熱量が上がってきたら、自動で既設のボイラーは停止するという仕組みになっているようです。だから、その辺は多分対応できるのではないかなというふうに考えております。

それと、1, 100度でできるか、木だけでということですが、先ほど申しましたように、このボイラーは炉内が渦巻きの風が起きるようになって、チップも上へ飛んで行って燃えるようになったボイラーだそうです。それによって1, 100度以上の加熱ができるよ、温度を上げることができるというふうに私は説明を聞いて

おります。

ただ、耐用年数云々というのはちょっと前回のときに聞いてこなかったんですが、導入実績は、この分の一番後ろを見ていただいたらわかりますが、今、全国で32なんです。いろんな施設に利用されております。1台や2台じゃないということで、かなりの実績を持っている会社だというふうに思っております。

自社開発のボイラーだそうなので。バイオマスのメンテですか、灰はということですが、それはわずかですが、灰は残ると思っております。私たちが聞いたのでは、年間を通して、灰の量は知れてますよという、じゃ何トン燃やしたら何キロ出のかということまでは聞いておりません。

このボイラーは耐火レンガを使わない理由というのが、炉内と外壁の間にもう一つ空気の層をつくって、その中を空気を流して、外のボイラーの温度を下げるということで、耐火レンガは要らないということで、そのコストもかからないというふうに聞いております。実際本当に導入するということになったら、もっと本当細かく調べないと、これは無理な話だろうとは思いますが、とりあえず本当、どの程度のチップが入るかによって、削減額が変わってくるわけですが、上手にできれば、道の駅の当面の経営を改善することができるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで御提案を申し上げるものであります。まだありますか。

○議長（秋山哲朗君） 今検討していただきたいということ。

○4番（俵 薫君） 検討していただきたいということ。

○議長（秋山哲朗君） 答えられますか。はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 先ほど私が申し上げた、るるいろいろな点がありましたけど、その辺がクリアできないと、具体的に設置にはできないでしょう。

それと、問題は、既存のボイラーは常に両立しとかなきゃいけない。新しいボイラーを設置しますよ、今既存のボイラーが必要ですよと、必ずバックアップを施設として必要ですよということはですよ、逆を言うと、今のボイラーを廃炉にしてしまつて、使わないということで、後々のメンテナンスも必要ありませんけれども、バックアップボイラーとしてそれもちゃんと生かしておくということであれば、新しいボイラーのメンテナンス、それから既存のボイラーのメンテナンスということで、両方のランニングコストが生じてまいります。

ですから、一方だけのランニングコストだけじゃなしに、既存のボイラーのラン

ニングコストも当然のごとく生じるということもありますから、その辺も含めて検討する必要があると思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） その辺、削減額とランニングコストの問題だろうと思うんですが、それはもし本当に検討するのであれば、細かく調査検討をしていかななくてはならない問題というふうに思っております。どうかよろしくお願いします。

よろしいですか、次に行って。

○議長（秋山哲朗君） はい。

○4番（俵 薫君） 次ですが、地産地消エネルギー社会に向けてであります。

これは木質バイオマスの新しい技術の紹介であります。どうしろああしろというものじゃありません。聞かれて御感想をいただければと思っております。

また、これも先月の友善会の視察で、東京のジャパンプルーエナジーという会社に勉強に行ってまいりました。この会社の技術は、木質バイオマスから改質ガスを発生させて、2種類のエネルギーをつくれるという技術であります。

一つは、一般的なガスタービン発電です。改質ガスからガスタービンで発電をして、タービン発電をしようという、ガスですから、タービン発電という意味です。

また、もう一つは、同じガスから水素がつくれるという技術であります。1日当たり70トンの木質バイオ、これはちょっと量的に多いんですが、があれば3,000キロワットのガスタービン発電ができると、同じ量の木があれば現在の燃料電池車200台分の水素がつくれると。今度12月15日ですか、トヨタ自動車が初めての燃料電池車を発売するということですが、いよいよ水素社会の幕あけだなというふうに思っております。

今月7月31日の新聞記事に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOが水素エネルギー白書を発表しました、これによると、2030年、もう少し先ですが、1兆円の水素国内市場が立ち上がり、2050年には8兆円まで拡大すると予測しているとのことであります。

しかしながら、今の水素はほとんどが原油や天然ガスから生産されており、これでは温室効果ガスの削減にはつながりません。美祢市には豊かな山林資源があるわけですから、これだけの広さがあつて、山ばかりですよ。あるわけですので、木

質バイオマスからカーボンニュートラルの水素をつくり出すことを考えるべきではないでしょうか。それが実現できれば、私たちこの美祢市の人間は、油田地帯に暮らしていることと同じことになると思われませんが、村田市長どのようにお感じになりましたか、感想だけお聞かせをください。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ちょっと今、俵議員の説明聞き取りにくかったんですが、（発言する者あり）ええ、ちょっと今聞き取れた範囲でお答えをしたいと思います。水素エネルギーが将来の最もクリーンなエネルギーではないかという意見には私も大賛成です。車そのものもハイブリッドということで、随分もてはやされてますけれども、私は以前から車自体、水素エネルギーだけを使ってやるほうが自然に最も優しいなというふうに思っていました。水素そのものは H_2O 、水がありますけど、水は H_2O ですから、水の中には水素が大量に含まれてます。

ですから、裏を返せば、地球というすばらしい星の大部分を占めている大洋、大洋というのは光の太陽じゃなしに海ですね、この海は水素と酸素の貯金箱みたいなものなんですよ。

ですから、海水から水素を分離をして、水素エネルギーとして使えるようになれば、非常に人類にとってありがたいけれども、裏を返せば、海の H_2O としての本質を揺るがしかねないということもありますので、その辺もありません。

ちょっと今わかりづらかったのが、今出されたボイラー会社の燃焼によるタービンガス、タービンガスで水素を、ちょっと聞き取られなかったんですがね。（「改質ガス」と呼ぶ者あり）ちょっといいですか、私、立ったままお聞きしますから、どうぞ。（「改質」と呼ぶ者あり）どうぞ立ってください。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） 木のチップを加熱して、ガスを発生させます。そのガスを改質ガス、ガスから炭素を取り除いた改質ガスから、同じガスから手法を変えると、片方はガスタービン発電ができて、片方は水素がつくれるというものです。同じガスです。片方に、タービン発電のほうに送れば、ガスタービン発電ができます。この同じガスをこちら側の精製水素ガス変成器を通せば、水素がつくれるというものです、同じガスから。

だから、自分の目的でガスタービン発電がしたいなと思えば、同じガスでガス

タービン発電をやります。水素市場が、例えば立ち上がってきた、この辺でも。水素が要りますよということになると、これを今度は水素をつくるほうに回すというプラントです。この会社の技術は、ということです。

だから、我々美祢市は、もしもこのプラントがここにあれば、美祢市の木で地産地消の水素が、エネルギーがつかれるということです。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 俵議員、木を燃焼させて、それから出る、「加熱、燃焼じゃなく」と呼ぶ者あり）加熱をして、ああ、なるほど、意味がよくわかりました。

すなわち、我々が持つてるすばらしい山々というのは、太陽エネルギーと、それから太陽エネルギーによって生じた雲から落ちてきた雨によって木が育ちますよね。そうすると、木質というのは多量の水分を含んでいます。先ほど水から水素を目指すことができますよと申し上げましたけれども、その木を加熱をして、ある意味木質から水分量を蒸散させることによって、そこから生じる水素を分離して、それを水素ガスとして使うという恐らく意味だろうと思います。（発言する者あり）違いますか、じゃちょっと言ってください。いいですか。

○議長（秋山哲朗君） どうぞ、いいですよ。俵議員。

○市長（村田弘司君） わかりやすく言っていただければ、大体理解できるんですが。

○4番（俵 薫君） このプラントになるんですが、一番下のところでバイオマスを加熱してガス、木でも燃やすときにガスが出ますよね、シューちゅうて。ああいうガスだろうと思うんです。それを発生させて、ここでタールを抜きます。タールを抜いた改質ガスをどちらかの方法で使うということです。燃やすんじゃないですね。加熱です。この抜いたタールは何にするかという、このプラントを加熱する燃料に使うそうです、炭を。

だから、木の全てを使い尽くすような、これプラントなんですよ。だから、例えば山、木を切りますよね。今、森林組合は中電にバイオマスといって供給してるわけです、用材として使えないところ。

だから、これ最後に言おうかと思ったんですけど、市有林でも3ヘクタールか5ヘクタールくらい皆伐してほしいんです。例えば、そうした皆伐した用材にならない部分が、例えば水素になるわけです。美祢市民が使える、近い将来ですよ、という技術の紹介です。

○市長（村田弘司君） はい、わかりました。恐らく今、私が申し上げたことだろうと思います。今の話を聞くと、加熱させるわけでしょう。恐らく燃焼させると、炭素を生じますので、炭素を発生させることを抑えようということと、それと燃焼エネルギーをそのまま使うんじゃないに、加熱することによって生じたガスをエネルギーにすることと、残った木質部分だけを燃焼系のエネルギーとして使うということですね。

だから、段階的にそのエネルギーとして分散させようということだろうと思うんですが、水素を発生させるというのは恐らく水分系の話だろうと思います。ガスというのが、加熱すると、ガスが出ますよね。当然その中には大量の水分を含んでますから、木質を加熱しますとね。恐らくそのことだろうと思います。

これも冒頭、私申し上げましたよね。現在の太陽エネルギーをそのままため込んでおる海と、それから森林、それを我々が今、人類が莫大なエネルギーを消費してますので、それを今現在、太陽から降り注いでおるエネルギーをいろんな生物がため込んで、それをそのまま今我々が使ってるエネルギーに使おうとすると、それこそ大変な負荷がかかるということで、今化石燃料を使っておる。過去の太陽エネルギーの化石を今使わせてもらつとるとということなんですよ。

ですから、我々はすばらしい山を持っていますけれども、この山の木材を切り出して行って、美祢市のエネルギーを全て水素エネルギーで賄おうとしたときに、恐らくこれは、美祢市の美祢というのは美しい峰々という言葉なんですけど、美祢市の峰の山じゃなくなりますね。山が丸裸になる、裸になっても足りませんね、この水素エネルギーをそこから取り出すのは。

ですから、考え方としてはいいんですよ。ですから、こういうこともあり得るから、地球に優しいエネルギーを使う象徴的なものとして、わずかそれをやってみせて、こういうやり方もあるよということで、これを広げて行って、どうにかできるんじゃないかという考え方で、試験的なものとして使うのであれば、私は賛成なんですけれども、それを本当にエネルギー化するというのは非常に難しいと思います。

もし、それが可能であるのであれば、日本という国は、世界でも最先進国で、工業国ですけれども、美しい山を莫大持っています。日本の国土はですね。それを使って水素エネルギーをつくり出して、日本のエネルギーを賄おうとすれば、国がそれをもし本当にできるのであれば、それは考えられないはずはないですよ。でも、

そういうことは出てきませんよね。ということは、それは恐らく不可能ということだろうと思いますね。

ですから、俵議員のおっしゃったことは、非常におもしろくて、いいですよ。ですから、人類が、我々がここに住んでおる者がどうにか地球に負荷をかけずにエネルギーをつくり出していこうという思いはよくわかるんですが、ちょっとなかなか厳しいかなというのも、だから提案としたらおもしろいかと思いますけどね。そのぐらいでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） もう時間がないんです。

○議長（秋山哲朗君） そうなんです。通告がもう一問、大きな演題が残っておると思いますので、もう7分ありますので、若干超えても構いませんけども、どうぞ。俵議員。

○4番（俵 薫君） 市長、最後にこれ、全国で4カ所、このプロジェクトが立ち上がって、早いものは来年の春から稼働します。宮崎県串間プロジェクト、石川県輪島市プロジェクト、群馬県の前橋プロジェクト、岩手県宮古市プロジェクト、ほかの自治体では実際に始まっていると、しかもこの四つのプロジェクトの中に二つ市が絡んでますと。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） おもしろいと、先ほど申し上げたでしょう。全国7カ所やっておられる。（「4カ所」と呼ぶ者あり）4カ所、それはあれですか、例えば今国がそのことにまだ手をつけておられないだろうと申し上げたけども、試験的にその4カ所が国のお金を使ってやろうとしとるんですか、（「そうですね」と呼ぶ者あり）ということです。

そうすると、先ほど申し上げたように、日本がエネルギーをどうにか安全なものをつくり出そうとしていることを見せるために象徴的にやっとなるプロジェクトなんですか、それを私のほうも調べられるのであれば調べますので、またその4カ所を、今お持ちのようなから、私のほうに御提示をいただきたい。早急に私のほうで、本格的な調査をかけますから、はい。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） ここに関連した新聞記事もありますので、どうぞ差し上げま

す。コピーして。

さきの国の補助金も、26年度が40億円で、27年度の概算要求が80億円と
なってます。どねいなるかわかんないんですけど、国もそれなりに本気でやるとい
うのは間違いないというふうに思っております。

ちょっと時間がないので、慌てていきますが、木材利用方針についてであります。

美祢市において、国が求める木材利用方針は作成されているかということで、こ
れは国の公共建築物等木材利用促進法の中で、庁舎や学校の公共施設にできるだけ
木材を使い、地球温暖化防止や林業再生目指そうというもので、全国の自治体に作
成を求めたものであります。

実際、国の山に対する間伐の補助金は、二、三年前から原則、切捨ては認めませ
ん。搬出間伐をし、山から木を出しなさいと、転換をいたしました。大量に出る間
伐材の出口対策の一つが木材利用方針であり、美祢市においては木材利用方針を策
定しておられますか、お伺いをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 美祢市においての国が求める木材利用方針は作成さ
れているかについてであります。

本市は、472.71平方キロメートルと、広大な土地面積があり、このうち森
林の占める面積は347.03平方キロメートルで、林野率が73.4%でありま
す。この森林面積のうち、国・県・市が保有する森林は約32平方キロメートルで
あります。

この資源を有効利用するために本市におきましては、平成25年2月1日に美祢
市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を策定しております。こ
の方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第9条第1項の規
定に基づきまして、山口県が策定した基本方針に即して策定したものであり、公共
建築物等における木材利用の促進の意義、公共建築物等における木材利用の目標、
木材の利用を推進すべき公共建築物等、それから木材の利用促進に向けた取り組み、
その他木材の利用を推進する上での必要な事項を定めたものであります。

今後木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源の
涵養、その他多面的機能の発揮及び地域の活性化に貢献すること等に寄与すること
から、この基本方針のさらなる周知を図りまして、木材供給及び利用と森林の適正

な整備の両立に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） はい、ありがとうございました。

最後になります。今後公共施設の再編統合の中で新たな建築に木材利用はということで、今後人口減少社会の中で、学校や公共施設の再編統合が考えられますが、新たな公共施設建設に美祢市の市有林の木をぜひ使っていただきたい。できれば3ヘクタールから5ヘクタール程度皆伐をし、当然再生林はしていかななくてはならないんですが、公共施設に利用をし、残りは売却をし、残りの林地残材は市がかかわる公共施設のエネルギーに利用することで、大きな意味での地域資源循環社会、環境立市、地産地消エネルギー社会に転換するべきと考えております。その点で、また市長のお考えをお尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 現在、市のほうで公共施設の整備計画を進めていっております。これは合併市でもありますし、公共施設を統廃合することによって財政基盤を強くするというのと、市民の方に利用しやすくなっていたきたいということ、それと非常に合併前に設置をした公共施設が老朽化しておりますので、これを安全にお使いいただくためにも、取り壊すべきものは取り壊す、大規模な補修すべきものは補修をするということで、莫大なこれからコストがかかるというふうに想定されております。

そのことを含めて、今将来に向けて持続可能な公共施設の適正規模・適正配置ということで、こういうことを項目に盛り込んで、今の公共施設の整備計画をつくらうとしております。この中には、施設の建築構造、それから建築部材といった具体的なことまで盛り込むことはいたしません。全体的なこと、枠組みをつくります。

ただし、施設更新の際には、美祢市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針というのをつくっておりますので、これも大事にしながら、しかしながら、山を破壊をしないように、だけれども、美祢市の山を木材で生きておられる方もいらっしゃるから、カルスト森林組合なんかも一生懸命やっておられます。

ですから、そちらのほうとも協力しながら、適正な木材の利用を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 俵議員。

○4番（俵 薫君） はい、ありがとうございました。

これで終わりますが、ぜひこの美祢市、資源が循環し、お金が循環し、今疲弊している山が少しでもよくなりますよう、そういった循環社会をぜひつくっていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○18番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。昨日2日は、衆議院議員選挙の公示日となり、人心は師走選挙一色となりました。今から行います一般質問につきましては、一般質問通告書の順序表に従いまして、冷静に気を引き締めて行ってまいります。公明党、岡山隆でございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、最初の質問は、障害者優先調達推進法施行後における取り組み状況と調達実績に関してです。

厚生労働省は、先月26日、障害者の雇用を義務づけられている従業員50人以上の企業について、ことし6月1日時点の障害者雇用率は前年比0.06ポイント増の1.82%となり、過去最高を更新したと発表しました。

また、障がい者を雇わなければならない法定雇用率は、昨年4月の1.8%から2%へと、大きく引き上げられています。大手企業では2.05%で、過去最高となりました。堅実にこういったところは伸びており、厚生労働省は、企業の社会的責任として、この障がい者の雇用を重視して取り組んだ結果ではないかと評価しております。

皆さんも御存知のとおり、アベノミクス効果で雇用が100万人増加し、社会的に弱い立場の障がい者雇用率が1.82%となり、過去最高を更新したことは、喜ばしいことと思っております。

平成25年4月1日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律である障害者優先調達推進法が施行されてから、1年9カ月が経過しました。

この法律は、国や地方公共団体が物品等の調達に当たり、障害者就労施設等から優先的に物品を調達することにより、障害者就労施設で就労する障がい者並びに在

宅就業障がい者等の自立促進を図ることを目的に、この法律が制定されております。

市が行う物品及び役務の調達において、障害者優先調達推進法第9条には、平成26年度障害者優先調達推進方針を策定するとあります。その方針の適用範囲は、市の全ての機関が直接または委託事業者を通じて発注する物品等の調達をすることとなっています。

その対象となる障害者就労事業所は、就労継続支援事業所B型、さつき園、ワークショップぴのきお、ワークショップりんどう、あそかの園があります。また、就労継続支援事業所A型、きっちんセンターともの園があります。さらに、就労移行支援事業所、あそかの園があります。

そこでお尋ねいたしますが、市内の障害者就労施設からの物品調達に関する推進体制として、美祢市においては地域の支援協議会の専門部会が設置されて、連絡協議会が設置されているわけでありませう。

そういった障害者就労施設等からの物品等の調達実績に対して、毎年度この終了後に取りまとめて公表するとあります。本市における障害者就労施設等から、この調達実績についてどうだったのか、この点についてまずお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 岡山議員の障害者優先調達推進法の施行後における取り組み状況と調達実績に関しての御質問にお答えいたします。

初めに、この障害者優先調達推進法が成立した背景ですが、障害のある・なしにかかわらず、働くことは自立した生活を営むための経済基盤を得る手段であると同時に、社会とつながりを持ち、生きがいを感じさせる重要な役割を担っております。

平成17年に成立いたしました障害者自立支援法は、平成25年度から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法と申しますが、の名称の変更とともに、理念、目的が変更され、障害者の就労支援を強化するため、授産施設などが目的や機能により再編をされました。

しかしながら、障害の程度や特性などにより一般就労に従事できない障害者も多く、福祉的就労に携わる障害者がその対価として得る工賃は、平成23年度の全国平均では月額1万3,000円、山口県の平均では月額1万5,000円程度であり、障害者基礎年金と合わせた収入でも、充実した日常生活を送るにはほど遠い状況にあります。

このようなことから、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、その自立を促すため、平成24年6月、障害者優先調達推進法が成立をいたしました。この法律により、国や地方公共団体などは、毎年度調達方針を策定し、公表することが求められることになったものでございます。

これを受け、市では、平成25年度美祢市地域自立支援協議会の専門部会であります就労支援部会において、2回の協議・検討を行い、同年9月30日に平成25年度美祢市障害者就労施設等優先調達方針を策定し、市のホームページ及び市広報に掲載し、公表をしたところであります。

平成25年度の具体的調達目標は初年度ということもございまして、これまでの就労施設等の実績をもとに目標額を150万円に設定をいたしました。取り組みにつきましては、これまでも事業所独自の就労支援活動はもちろんのこと、市におきましても市全体で取り組むため、各所属長へ文書での周知や市広報等でも記事を掲載し、発注の取り組みを実施してまいりました。

実績につきましては、本年6月に平成25年度の調達実績を市のホームページで公表をしておりますが、実績額は、物品、主に弁当でございますが、31万3,600円、役務、主に印刷、清掃・施設管理等でございますが、208万8,062円、合計で240万1,662円となり、目標設定より90万以上の増額となったところであります。

以上が障害者優先調達推進法の施行後の取り組みと実績でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。例年、今までこういった調達推進法におけるこういった実績というのをそれなりに調べて、公表することはなかったんでしょけれども、それが150万、今回240万になったということで、そういった点についてはよかったなと思いますけれども、いずれにしても、今御説明があったように、障害者基礎年金部分と、そしてこの工賃に併せて、実際なんていいますか、基礎年金部分、国保6万6,000円程度ですけど、実際それよりも上回ってきているのかどうか。個人差は若干あるから、何とも言えないところもありますけれども、それについて実際どうだったか。その辺を、実際比較してみて、説明がもしできるのであれば、ちょっとどうだったかちゅうことを説明していただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの議員の御質問ですが、今、個人的に障がいの方がどれだけの収入があつてどうかという調査は実際には今しておりませんので、ちょっと今、この場でお答えすることは難しいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、岡山議員。

○18番（岡山 隆君） わかりました。今後、そういったところも併せて調べておいていただければ、またいろんな面で評価ができるんじゃないか、このように思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問として、就労継続支援B型事業所さつき園、ワークショップぴのきお等のこの調達目標と工賃のあり方から、3年前に比べると、県、そういったところのいろいろ比較しますと、調達実績の公表等で若干、就労継続支援事業所B型で働く方の工賃が上昇してきているということを伺いました。いろいろその辺について、個人差はあると聞いておりますけれども、多い方で月3万円程度、平均で2万程度ともちょっと聞いております。こういったところ、多少工賃に差があるようでありましてけれども、景気の良しあしによって工賃に差が出てきます。こういったところ、特に就労継続支援のB型事業所においても当然違って、ぴのきおとか、またさつき園等によっても若干違ってきますけれども、そういった状況もいろいろ考慮しながら、調達目標に対して工賃が大きく、景気の良しあし等によって下落しない、そういう対応策として、どのような、がちつと景気がよくなっても悪くなっても、その辺大きく下回らないような、こういった対応策というもの、そういったお考えを持っておるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 議員御質問の、就労継続支援、特にB型の事業所でございますが、先ほどの御質問にもあつたとおり、さつき園を含めまして、現在市内に4事業所がございます。さつき園等の調達目標と工賃のあり方でございますが、調達目標につきましては、園を含めて対象となる障害者就労施設等で物品等の調節が可能な施設等としていることから、施設と全体で調達目標を定めておりますので、それぞれの事業所の調達目標としては、特に市として定めているものではござい

す。

また、工賃のあり方につきましても、議員御承知のとおり事業所によりまして取り扱う物品、商品が違うこと、それから障害者の状態、年齢構成などにより、工賃に差が生じてまいりますので、各事業の実情に応じた工賃のあり方があろうと思っております。今年度策定いたしました、障害者就労施設等優先調達方針の調達目標につきましましては、前年度の実績を上回ることでありますので、この目標をまず第一に考えて、進めていきたいと思っております。具体的な個々につきましましては、先ほどお答えいたしましたように、一人ひとり違っておりますので、できるだけ前年度を下回らない、逆に上がるというのはいろんな方策が考えられると思っておりますので、今後とも事業所と御相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。

それでは、次の質問として、印刷用の大型プリンター機能によるのぼり旗、発注啓発についてであります。

美祢市のボランティアグループである麦の芽会からボランティア活動による収益金を財源に就労継続支援B型事業所さつき園に、このぼり旗の布に印刷する大型プリンター装置が寄贈されました。贈呈されたわけでありまして。これによって、スキルアップ、技術向上して、こののぼり旗の製作販売ができるようになったわけでありましてけれども、しかしながら、このいまだにのぼり旗の発注が思ったようにはありません。

3色のぼり旗、棒付きで3,000円程度であると伺っていますし、十分な発注がありませんので、本市においても、こののぼり旗を本気で発注しようとする意欲を伺うことがちょっとできないわけです。これでは、障害者就労の施設等からのこの物品調達に効果のある調達実績安定したこの実績が、本当に得られるのかどうかを、こういった点についてお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 印刷用の大型プリンターが寄贈されました。そののぼり旗の発注啓発についてでございます。発注啓発につきましましては、今年度優先調達の対象となる施設、それから就労継続支援B型事業所さつき園を含みます障害

福祉サービス事業所から、具体的な役務、商品名を列記した資料を作成しまして、市役所の各所属に通知しまして、周知を図っているところでございます。また、調達方針の中には、共同受注窓口として総合相談支援センターみねでございしますが、これを活用すると明記しております。この共同受注により、それぞれの得意分野により高単価な仕事を受注でき、工賃アップにつながれるものと考えております。

市といたしましては、美祢市地域自立支援協議会の専門部会でございます就労支援部会において、各事業所の得意分野なども把握しながら、対象施設等の発注啓発に取り組み、毎年度の調達目標を達成できるよう、引き続き努力してまいりたいと思います。その中で、こののぼり旗のこと具体的に検討といたしますか、発注を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 私は、こののぼり旗は、非常に優先調達推進における、特に安定財源として、非常に私は貴重なものではないかと、このように思っています。これはさつき園だけですけれども、そういった、特に安定財源が常に得られるような、ワークショップぴのきおでも、そういったものをきちっといろんなパターンがあるんでしょうけれども、安定財源が出るようなそういったものをしっかりと導入して、工賃アップを図っていく、こういったことが私は非常に大事ではないかと思っております。それで、今、総合支援センターみねで、いろいろ発注をやっていくということも説明、今ありました。

今後、それをもう少し、一部の方じゃなくて全体的に発注するに当たってわかりやすい、ここにやれば、つながっていけばすぐ発注できるぞという、もうちょっと簡素に何かわかるものを、いろいろ広報活動とかしよってと思いますけれども、もうちょっとその辺が工夫が、ひとつ必要ではないかと。ちょっとその辺感じましたので、そこをちょっと考えていただきたいということと、発注啓発に当たっては、心配なのはこの民間事業者を刺激しないようにという、こういった点もありますので、そういったところも考慮しながら、いずれにしても発注拡大を着実に進めていただきたいということを要望、お願いしたいと思います。

それでは、次のテーマの質問に移ります。

秋吉台国際芸術村に関する美祢市の課題と取り組みについてでございますけれど

も、ホームページを開けば、国定公園秋吉台の麓、その豊かな自然の中に国内外の芸術家の表現創造活動の拠点として、1998年に秋吉台国際芸術村はオープンしました。

また、音楽、美術、演劇など、幅広い芸術文化活動に対応できる滞在型芸術文化施設であり、国内外のこの芸術家、文化団体などを受け入れ、交流活動を展開し、県内外の皆様に芸術、文化の場を提供し、その活用を支援しています。さらに、県民の皆様に、この芸術村に滞在する芸術家やその作品に触れる機会を提供し、芸術家と県民・市民との場としていますとうたっています。

また、国内外の若手アーティストの創作活動を支援し、県から世界に羽ばたく人材を育成するとあります。あくまでもこれは、山口県の施設であり、美祢市は指定管理として、約3,000万円の指定管理料を支出しています。美祢市職員2名派遣における評価と課題に対して、どのようなお考えなのか、まずこの点についてお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの、秋吉台国際芸術村に関する美祢市の課題と取り組みということですが、今、議員の御質問の中にもありましたが、秋吉台国際芸術村は、山口県が設置をしておられるものです。そして、公益財団法人山口きらめき財団が指定管理者として管理をしておられる施設で、一部旧秋芳町から引き継ぎました美祢市の部分がありますので、その部分は美祢市が指定管理者として受けておりますけれども、全体的には公益財団法人山口きらめき財団が指定管理者としてやっておられるんですね。村岡知事がこの財団の理事長ということになっております。

現在、当芸術村には、先ほど失礼しました。指定管理をうちが一部出してる状況です。だから、主体的には県がやっておられるということ。現在、当芸術村には美祢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条に基づき、市の職員2人を派遣をいたしております。派遣職員につきましては、主に施設の運営や管理を担わせるとともに、地元自治体からの派遣であります利点を生かしまして、各種行事を行う際に人材の発掘、地元の、地域の人的ネットワークづくりに携わるなど、美祢市の芸術、文化の振興にも貢献をしておるということでございます。

芸術、文化活動に親しみ、その楽しみを享受することは、人間にとってもっとも大きな喜びの一つでもありますし、生きがいでもあります。市民の皆様お一人おひ

とりが生き生きと輝いてお暮しをいただくためにも、この芸術、文化活動に親しまれる機会を提供し、拡充していくことが望まれることというふうに考えております。

美祢市といたしましては、今後とも市内の文化団体とともに優れた芸術文化活動の拠点たる当国際芸術村と連携、協力をいたしまして、市全体の芸術、文化活動が一層盛んになりますよう、市民の皆様とともにその機運醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今、市長のほうから説明がありました。いずれにしても今お話ししたように、県の施設でもあり、美祢市としては指定管理料として、約3,000万円を支出しているわけでございます。そういった中、この美祢市の職員が2名、一応担当、はりついているということで、今後、そういったところのものを考えてみて、県と協議して委託料の削減と職員2名の派遣、今までどおり投資をしながらいくのかどうか、その辺について県と協議をしながら、いく考えがあるからどうか、この点についてちょっとお尋ねしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（秋山哲朗君） 波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） ただいまの岡山議員の御質問ですけれど、現在の指定管理期間が平成27年度までというふうになっておりまして、28年度以降の指定管理のあり方、美祢市のかかわり方につきまして、来年度、27年度になりましたら、早々に県のほうと協議しまして、今後の方針、市としてのかかわり方を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今、ざっくりとした御説明がありました。ここについては今後、地方交付税、さまざまな面で削減が見込まれる可能性もありますし、そういったところのものを頭に入れながら、しっかりと協議をしていただくことも必要じゃないかということで、ちょっとお話をさせていただいたところでございます。

それでは、次の最後の質問に……

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員、市長が答えようかって。

○18番（岡山 隆君） もし答えていただければ。簡潔に。

○議長（秋山哲朗君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 秋吉台国際芸術村、山口県の高い志をもって、旧秋芳町に設置をされたものです。しかしながら、莫大な運営経費がかかるということで。それと、大変たくさんの外国の方が来ております。すばらしい山口県、日本を発信するには素晴らしい施設ですけれども、本市の西の端の山口県にそれが、それも美祢市にあるということで、そのランニングコストについては莫大な金がかかるという、1億を超える金がかかってますから、それを旧、前の知事の、前の前の知事ですね、二井知事のほうから、美祢市であれを引き受けてもらえないかというお話がありました。お断りしました。それは1年間に1億円を超える金を、まるまる美祢市が持つということは非常なコストがかかるし、それが市民の方々の負担にもなりますから。ですから今後、県と市のほうで、この秋吉台芸術村が、その国際的評価は非常に高いんです。それが、真に県民、市民、国民のためにどれほどのメリットをもたらすか、寄与していただくことができるかということも含めまして、いろいろ話をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、素晴らしい施設であるということは間違いありませんし、たくさんの私外国の方とお会いしました、そこに来ておられる。それはもう、本当に秋吉台芸術村というのはすごいなということをおっしゃって、一様に言っておられましたんで、そのことを踏まえた上で、また県とも話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今、市長のほうからちょっと具体的に踏み込んだお話をさせていただいて、市民の皆さんもその点については少し御理解されたのではないかと、このように思っております。

それで、最後にこの秋吉台国際芸術村、このアーティストの交流と宿泊施設等の活用についてということであります。

秋吉台国際芸術村は、幅広い芸術文化活動、音楽、美術、ダンス、演劇などの拠点であります。芸術文化活動は、皆を喜ばせたいというのが、私はその心だとこのように思っております。

芸術文化活動によって、命の躍動が促進され、人間が人間らしく生きていく上に

において、このなくてはならない大切なものと皆さんも感じておられますし、私も感じています。だからこそ、この秋吉台国際芸術村のアーティストの交流促進を小中学生内外、市内外や地域の方々にも図っていただきたい。今まで、それなりに促進をされていると思いますけれども、さらにそれを私は推し進めていただきたいことをお願いを申し上げるところでございます。

特に、宿泊施設等の活用については、実質稼働率が3割程度と伺っておりまして、秋吉台国際芸術村のアーティストの国際交流及び宿泊施設等の利活用など、稼働率の向上についてどのような改善策を持っておられるか、この点について最後、お尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） いけませんか。

○議長（秋山哲朗君） シナリオと違うから。

○市長（村田弘司君） 私のほうからお答えしましょう。

先ほども申し上げましたが、素晴らしい施設ということで、大変たくさんの諸外国が来ておられます。私がお会いしたのはドイツ、フランス、スペイン、イングランド、本当にたくさんの方にお会いしました。

しかしながら、外国から来られた方にとって非常に評判がいい、評価が高い。それを県税、市税等でみておるといこと。だから、日本国の文化的レベルを高めることにとって、国際的な評価を高める上において、非常に大きなものがありますけれども、それを県なり、市なりが、小さな自治体がそれをみていくことなもんだらうかと。本来は国がやるべきことだなということがあります。

そのことも含めまして、いろいろ、秋吉台国際芸術村とも話させていただきました、かつてですね。非常に閉塞性が高すぎるんじゃないかと。芸術という言葉がついてますんで、日本国内、外国の方含めてですね、芸術ということでなってしまうと、一般の市民、県民、国民の方にとって、非常に門戸が開きにくい、門をくぐり抜けにくいということがあるんで、どうかその交流を深めることをやってほしいということを申し上げてきたわけです。その結果、今落語をやられたり、それから地元の小中学生とワークショップかかわっていただいたり、非常に御努力をいただいています。

今の宿泊棟の話なんですけれども、平成24年の2月に秋吉台国際芸術村あり方

検討会の報告書におきまして、宿泊棟の具体的な利用促進対策が示されまして、企業の研修、それから大学の合宿等の勧誘、それから観光宿泊等の誘致による稼働率の改善に、今、国際芸術村は取り組んできておられるということです。ですから、あそこに芸術家の方が来られて、その芸術家の方々だけがお泊りになるということでは、先ほど申し上げたように、国際的評価を高めることに、県と市がお金を出してそれを担っているというのはちょっとつらいですね。ですから、真に県民、国民、市民の方にとってメリットがある施設として運営をしていただきたいということ踏まえた上で、いろんなことをしていただいています。

市といたしましても、毎年3月に美祢秋吉台高原マラソンをやっておりますけれども、こういう機会に県外からのお客さんに、できれば秋吉台の麓の国際芸術村、安いコストで泊まれますんで、泊まりだとか、それから秋吉台の上の秋芳ロイヤル、もしくはあそこの美祢グランドホテルとか、いろんな選択肢がありますんで、どうかお泊りをいただきたいということで、情報発信にも努めてまいっております。

今後につきましては、先ほど申し上げた山口きらめき財団との連携を密にしまして、宿泊施設としての利用とともに、各種文化活動での活動が促進されるように、鋭意努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは、最後の再質問となるわけでありましてけれども、私は秋吉台国際芸術村、これはさらに芸術文化ということで、非常に貴重な施設でもありますし、よりさらに、私は進化させてしっかりと利活用していくことが重要であると感じております。

それで、今、市長のほうからもいろいろありましたけれども、さらに芸術ちゅうのはちょっと敷居が高いという感じで、それをもっと一般の人に交流を深めることで、落語の方が来ていただいたり、いろいろ工夫をされている。私もそれは非常に大事なことはないか、このように思っております。今後、いろいろマラソン大会とか何かあったときには、そういった施設に泊まっていただく。2人で5,000円ぐらいですか。これは施設はそんなによくないですから、また施設をよくして整備する必要もないと思っています。2人で5,000円。ロイヤルホテル、秋吉、いろいろありますけれども、それは非常にサービスがよくて本当に行きたい

と。それとちょっとこれ住み分けして、全然、違うもん、施設ですから。そういったところを、今後そういったこと。

また東京オリンピックが今後ありますし、円安によって海外旅行もふえてきますし、そういったところもしっかりと住み分けしながら、そういった芸術村による宿泊施設が、あそこレストランもありますし、しっかりと来ていただくように、宣伝啓発することも、私は非常に大切なことではないかと思っております。

先日、2週間ぐらい前に東京の居酒屋が、非常に外国人から人気のあるお店ということでテレビで紹介されました。それには普通女性が給仕とかしますけれども、そこは女性じゃなくてお猿さんが、ちゃんと冷蔵庫をぱっと開けておしぼりをお客さんに渡す、それが非常に人気あると。そしてさらにはビールまで冷蔵庫開けて、それを持っていつている。それが非常に外国人の方に受けて、そこに優先的に行っている。

だから、別にここに、秋吉台国際芸術村にお猿さんを置けとか言いませんけれども、そういう感じで、インパクトあるような、そういった宣伝になるような、そういった活動をしていけば、非常にまた施設が人気になっていくんじゃないか。その女性のお猿さんが、女性の仮面をかぶって非常にユニークな、こういった感じでやっております、人気店の一つであったわけでございます。

そういったことで、今後、秋吉台国際芸術村も、そのような今までとはちょっと敷居を下げて、そういった斬新的な発想でアーティストの交流、またその宿泊施設等の利用、稼働率を上げるためにどのような、難しいかもわからんけれども改善策を持ってもらえるか。これを最後お尋ねしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（秋山哲朗君） 山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） それでは、再質問にお答えいたします。

宿泊施設等の稼働率の向上につきましては、先ほど市長から答弁がありましたとおり、秋吉台国際芸術村のあり方検討会により利用促進対策が示され、秋吉台国際芸術村の宣伝啓発活動といたしまして、県外の旅行業者や利用団体への訪問、それから大学へのダイレクトメールの発送、旅雑誌への広告掲載などにも力を入れ、改善に努められているところであります。

市といたしましても、インパクトのある、そして、そういうような宣伝活動等を

行いまして、活動率向上に向けまして、情報発信等に協力して努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。今後とも、今後、宿泊施設の稼働率をしっかりと上げていくような、ユニークな斬新的な、常にそういう頭の発想をしながら、少しでもいい方向になるように努力していただきたいことをお願い申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（秋山哲朗君） この際、暫時1時15分まで休憩をいたします。

午後0時14分休憩

.....

午後1時15分再開

○副議長（岡山 隆君） それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○17番（竹岡昌治君） 一般質問順序表に従いまして質問をさせていただきます。

政和会の竹岡でございます。

通告申し上げましたのは大きく2点でございます。1点目は生活困窮者自立支援法と美祢市の取り組みについて、——大変申しわけありません、自立の立をみずから「律」という字を書きまして、立という字だったのに、そういうふう間違えて書きました。しかしながら、私自身、みずから律するという言葉は好きでございます。一生懸命取り組んでいきたいと、このように思っております。

2番目が、美祢市水道ビジョンの取り組みについてという、大きく二つの問題を質問させていただきます。

まず、1点目の生活困窮者自立支援法と美祢市の取り組みについてということでございますが、話を展開する前に、美祢市の生活保護者の状況、特に若年層と言ったらどこ辺までを若年と定義づけるかわかりませんが、要するに働ける可能年齢というふうにとめていただいて、状況をお知らせ願いたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの竹岡議員の御質問の本市における生活保護者の状況、若年層の状況でございます。

まず、生活保護全体の過去5年間の状況を申し上げますと、平成21年度につきまして、世帯数が114、実際の生活保護者数は148です。保護率、これは人口1,000人当たりの生活保護率ということになりますけれども、5.14です。平成22年度、世帯数が130、生活保護者数が172、保護率は6.05、平成23年度、世帯数は127世帯、生活保護者数159人、保護率が5.49、平成24年度の世帯数は132世帯、生活保護者数163人、保護率は5.85、平成25年度につきましては、世帯数が138世帯、生活保護者数173人、保護率6.25となっております。傾向といたしましては、前年度よりも減少した年もありますけれども、少しずつ増加の傾向というふうに言えると思います。

議員御質問の若年層の状況でございますが、本年6月の数値から申しますと、世帯数が139世帯、それから生活保護者数全体が173人のうち、先ほど議員も言われたように、若年層については一応稼働年齢ということで捉えさせていただきまして、18歳から64歳までの保護者数で申しますと23人、全体の13.3%となっております。傾向としては、この数は減少傾向だと。すなわち、稼働年齢から高齢者に移行されておるということで、本市におきましては高齢者の割合が非常に高いということが言えると思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 状況については、今お聞きしたとおり、よくわかりましたが、年々ふえていっていると。私は、今、ちょうどここに持っています資料が、これはたまたま兵庫県なんですけど、兵庫県の健康福祉部が出した生活困窮者自立支援制度についてという分厚い冊子なんですけど、やはりどこも同じような傾向になっているというふうに認識をしてもいいんじゃないかなと思っております。

なぜ、それをお聞きしたかというのと、いわゆる困窮者自立支援法は、生活補助を受ける前といいますか、自立支援策を強化することによって、できるだけそうした生活保護の状態にならないようにという法律なんだというふうに認識しております。従いまして、こうした生活保護に至るまでの段階で、自治体がどう手を差し伸べる

かということが一番重要であろうと思うんですね。

しかしながら、去年、こういうふうにもデル事業として取り組まれて、見てみますと、後ほども申し上げますが、一般就労、あるいは中間就労、計画だとか、プラン策定だとか、いろんなまだそういう段階になっているだけなんですね。最終的には、私はそうした中間就職支援、当然何らかの形で働かすというのが一番いいんだらうと思うんですが、そうした法の精神のもとに、必須事業と任意事業と、二つ大きく分けてありますよね。美祢市は、その中でどのような取り組みをしていられるか、お尋ねをしたいと思うんですね。

特に、ニート、ひきこもり、中高生の不登校の状況、これはわかる範囲で結構です。通告しておりませんので、わかる範囲で結構ですが、そうした生活保護者の今若年層というのをお聞きしたんですが、どんどん年々高齢化しているということですから、必ずしもこれに当てはまるとは思ってはおりませんが、もしわかる範囲でお尋ねをしたいと思いますから、お答え願いたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 生活困窮者自立支援法では、必須事業として自立相談支援事業、それから住宅確保給付金、それから任意事業の中で、就労準備支援事業、それから家計相談支援事業、それから一時生活支援事業等が実施することというふうにされております。

現実的には、今、社会福祉協議会と協議をしているところなんですけども、モデルで今年度されているところの状況も勘案いたしまして、社会福祉協議会のほうに基本的には委託をすることで考えておりますけれども、まず住宅確保給付金につきましては、現在、市が実施しております住宅手当緊急特別措置事業をやっておりますが、これが今回の法に制度化されましたので、引き続き市で行っていきたいというふうに思っています。

任意事業のことで、生活困窮者のまず一つ対象をどのように考えるかということがございます。この法律で対象となる生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者というふうにされております。

しかし、現時点ではこれ以上の明確な基準が示されておりませんので、本市においてどれだけそれだけの数がいらっしゃるかというのは、対象者をどのように捉え

るかというのは今現状では難しいんですが、一つの指標といたしまして、生活保護の相談件数、市に対してあった件数を参考に考えております。これは相談のみの件数になるんですが、平成21年度が21件、それから平成22年度が42件と、23年度が27件、平成24年度20件、25年度が15件と減少傾向にあったんですが、本年度につきましては11月の現在で26件と増加をしております。これで、約年間30件程度ではないかというふうに見込んでおります。また、相談者も高齢や傷病の方が多いので、相談内容については特に金銭的な問題が非常に多いということです。

そういうことから、とりあえず家計に関する相談や家計管理に関する指導、貸し付けのあっせん等を行います家計相談支援事業を実施していこうというふうに考えております。これも社会福祉協議会のほうに委託をしたらというふうに考えております。

あと就労準備支援事業でございますが、これについても内容を、先ほど議員おっしゃったように、なかなか把握というか、難しいんですけれども、相談を受ける体制はつくって、準備を進めていきたいというふうには考えております。

いずれにしても、相談内容も非常に幅広くなってくると思いますので、関係機関との包括的な支援体制、特に市が中心となって、具体的には社協に委託しますが、中心となって市の部内協議及び関係機関からの御意見もいただいて、本市の実情に合った実施体制をつくっていきたいと思っています。

先ほどのひきこもりの状況とかにつきまして、まだ私どもも十分承知をしていないところがございますので、また何らかの形で調べればなと思っています。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） はい、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。

今おっしゃったように、なかなか実態がつかめていないというのがよくわかりましたが、私が今回一般質問をしたのは、まず、今、部長の話がありましたように、一番問題は金銭的な問題だろうと思うんですね。これをどう援助するかじゃなくして、どう働いて対価をさせるかだろうと思うんですね。それでないと人は育ちませんし、生活も安定しないだろうと思うんです。とはいいいながら、なかなかストレートに就職するというのは難しいだろうと思うんです。

従って、今、社会福祉協議会等とおっしゃったんですね。それはまたそれでいいんですが、法の目的は、社会福祉法人、あるいはNPO、その他のいろんな団体に委託が可能なのわけでありまして、この法律は。そうしますと、福祉的な考え方もさることながら、商工労働のほうにおいても大きく影響してくる仕事だろうと思うんですね。その辺の横の連携もとっていただいて、対応していただきたいなど。

そこで、これは市長にお尋ねをしたいと思うんですが、他市においては、事業のプランを策定するだけじゃなくして、先ほど申し上げました中間就労、いわゆる一時的な就労になるかもしれません。終戦後、非常に生活困窮をした時代に、失業対策事業というものがあつたと思います。生活補助を受けるための相談、あるいは既に生活補助を受けておられても働くことができる可能性のある方、そうした人たちを一時的にも、失業対策というわけにはいかないでしょうが、就労のテストを試してみるとか、体験をしてみるとか、そしてそれが今度は就労に結びつくというような手段を講じるお考えがあるかないかどうか。

近隣の市町村では、ある一定の予算を組んで、市の公園だとか草刈りだとか、そうした本当の一時的ないわゆる失業対策事業のようなものも最近は取り入れられております。従って、市長にそうしたお考えがあるかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの竹岡議員の御質問ですけれども、私は、ちょっと唐突になりますけれども、総合支援学校の美祢分教室を、地元桃木の御理解を得まして、旧桃木小学校跡に設置をすることが来年4月から決まりました。このことを早い時期から県にお願いしてきたのは、先ほど竹岡議員もお言葉の中でちょっとおっしゃいましたけれども、ひきこもりとかニートの方もたくさんいらっしゃるし、そして生まれつき働きづらい方もいらっしゃる。そして、働く意欲があっても、なかなかそれを受け入れていただくことができないということで、家に引きこもってしまっているということですね。

それを、本来はあっちゃいけないんですけれども、御家族の方が、あっちゃいけないんじゃないんですね、出せなくなってしまうと、それが周りから見えていないという状況が多々あるというのが、私、特にとみに最近よくわかってまいりました。私も個人的にいろんなそういう御相談を受けることがありますし、私もまだ目に見

えていないものが多かったんだなというのを実感しております。そのことも含めまして、今の総合支援学校の分教室をやったということですね。

ですから、小学校、中学校と、ともに生きるという言葉は私は今よく使うんですけども、健全と障害者という言葉は余り好きじゃないんですけども、普通に働ける方と働きづらい方と、ともにこの美祢市の中で生きていける地域社会をつくりたいというのが私の今大きな念願でもあります。

ですから、そのことを進める上において、今おっしゃったようなことですよね。実際に、御家庭の中で親御さんなり祖父母の方が、一生懸命どうにか自分たちがいなくなっても生きていけるようにできればいいなと思い、苦しみながら見ておられる家庭がたくさんあるんですよ、実はですね。そういう方々が自信を持って、ちょっとでも社会で働くことができる機会、それによって自分の力によって対価を得ることによる自信、それが恐らく第一歩だろうと思います。ですから、そういうことをしていきたい。

ですから、総合支援学校についても、そういうことができる心の有り様とか、いろんな面も含めて、学習の場として誘致をしたわけですけども、将来的にはそこを卒業された後、そのまま家庭に入ってしまうんじゃないし、そういう方々もちゃんと働ける環境をつくりたいと。それには民間の方々のそういう雇用、就労の場の御協力もお願いするようになりましょう。その前に、やはり行政として、そのことをやはりみずから範として出していく必要があるというふうに思っております。

このことについては非常に深いことなんですけれども、そういう今は思いで市長職をやらせていただいております。お答えになったかどうかわかりませんが、そういう気持ちでおるということですから、今、失対という言葉を使われましたけれども、お隣の山陽小野田市さんなんか市長が元裁判官で法曹界におられた方ですけども、あの方も非常にそういう思いが強いということで、一生懸命頑張っていますよということをおっしゃっておられました。私もだよということで、白井市長とも話しましたが、そういうことで市としても頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。

具体的にはやるとはおっしゃらなかったんですが、午前中に岡山議員が障害者自立支援の話がされたので、私は似通ってはおりますが、生活困窮者ということでお話をしようとしたんですが、ちょっとドッキングしちゃったのであれですが。ついでに言わせていただきますと、総合支援学校もできれば小中じゃなくて、高も私はぜひ市長、努力をされていただいて誘致していただいて、そして皆様方の卒業された方々がいわゆるどういうふうにならしていくかという支援策が、またこれはちょっと別な話だろうと思うんですが、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

私が申し上げたいのは、生活保護を現在、ちょっと私自身体験したことなんですが、これはひどい話なので、例として受けとめていただきたいんですが、赤ちゃんができた、しかし主人と別れたい、今からよその市町村からこっちへ入ってこられる方なんです。美祢市に今から移住したら生活保護が受けられるじゃろうかと、こういう相談なんです。そんな人たちがいらっしゃるということを私は前提に物を言っているわけです。

一般家庭でも、子供さんが生まれたら、預けたりいろんなことをしながら、パートしたりしながら子育てをされる方もいらっしゃるわけでありますから、初めから生活補助を目当てにそうした生活設計されるというのは僕はいかがなものかなというふうに思います。

そうした体験をしましたので、やはり生活保護を受けておられる方、それからまたそういう相談に来られた方、その方たちをどういうふうに一時的にでも働く場をつくってあげるかということが大事だという気がいたしましたので、市長にお尋ねしたのは、そうした一時的ないわゆる昔で言えば失業対策的な一つの考え方はいかがでしょうかというお話を申し上げました。

これにつきましては、市長、お答えいただければまた別ですが、なければ要望だけにしておきますが。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） この問題につきましては、回答は部長のほうからするようにというふうに初めから指示しておりましたので、私のほうに振られましたから、私は先ほど理念を申し上げました。

今、ちょっと井上部長と話しましたが、具体的には原資が要りますし、法

律的なこともクリアしなくちゃいけませんから、その辺が可能かということで、できるかということは今聞きましたら、大丈夫ですということを行いました。

ですから、今後、私の市長としての理念にのっって、担当部署のほうに具体的な検討をさせたいと、取り組みたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。さすが市長、ぜひそうした弱者に対して手を差し伸べていただきたいという気持ちで申し上げました。

2番目に、美祢市の水道ビジョンの取り組みについてということで、質問させていただきます。

小さく分けておりますが、水道事業の基本理念として目指すべき方向性についてということで申し上げたいと思うんですが、まず水道事業、御承知のように、安全・安心で良質な水を安定して供給すると、これは自治体の責務でありますし、我が美祢市におきましても水道ビジョンが本年6月に我々議員にも示されました。

しかしながら、安全・安心、良質な水を安定して供給し続けるというふうに記述はされておりますが、老朽化した施設の計画を更新するに当たって、今、お持ちならばちょっと、担当部署はどっちにおってか、お持ちならまたこれをページをもって申し上げたいと思うんですが、28ページ、お持ちなら、部長、ちょっと見ていただきたいと思うんですが、施設の更新時には、今後、減少する水需要に対応した規模の施設にすることが大切だと、こう書いてあるんです。確かに、人口が減って行って、水の需要については減っていくだろうと、これは予測のとおりだろうと思うんです。施設を効率的に使えるようにダウンサイジングしながら再構築し云々かんぬんと、こう書いてあるんですね。

私は、所管の委員会で、実は総務民生委員ですから、本来なら水道事業で質問を、一般質問するよりは委員会でやるべきだったんですが、実は委員会で御質問申し上げました。そうしますと、予算がありませんの一言だったんですね。それ以上の議論はしませんでした。予算がないと言われれば、何もできないんじゃないのと言いたいわけですね。そこで、私はダウンサイジングということについては、施設そのものと組織という話をしたと思うんです、そのときに。しかしながら、的確な答えはいただけませんでした。

従って、一般質問を申し上げたわけではありますが、今、秋芳町地区でも軟水化事業をやらなくちゃいけないという、美東も含めて、これは市民の皆さんの要望ですから、ぜひ実現をしていただきたいんですが、今から20年ぐらい前の話です。古い話ですが、場所を言っても構わないと思いますが、上野の簡水、伊佐地区の上野の簡水が漏水率が非常に高いんですね。今もってまだ高いんですが、上野の簡水と上水をつないだらどうですかという話は20年前から申し上げてきたんです。そうすることによって、ランニングコストも安くなるんじゃないですかという話だったんですが、法律上できませんという回答だったんです。

しかしながら、今年、簡水と上水をつなぐという提案が出されましたですね。そうするならば、上野と岩永地区、そんなに遠く離れていないと思いますし、先ほど申し上げた施設をダウンさせるならば、コンパクトにしていこうというお考えだろうと思うんですね。そうしますと、効率をどうやるかということになると、むしろ上野の簡水、それから上水、それから岩永・秋吉簡水、むしろこれをつないだほうがいいんじゃないかと。

午前中も、俵議員からいろんな提案がありましたよね。行政コストをどうやったら引き下げられるかという話だろうと思うんですが、やはりイニシャルコストが幾らかかるのか、ランニングコストがどうなのかという視点から物を考えていきますと、むしろそのほうが送水管の距離も短いし、安くつくんじゃないかということで御提案を申し上げたいと思うんですね。これは20年も前から言っていたんです。

実は、私ども会派が、11月13日に神奈川県の実業庁が実際にやっております水道事業、箱根という観光地ですから、住民の皆さんが使うよりは観光客の皆さんが使うほうが非常に大きなところなんです。しかしながら、規模はそんなに大きな規模じゃないんですね。そこで、水道事業包括委託というのをやっているのを視察に行ったんです。

その前に、友好会派の皆さんと一緒に、この3階で勉強会をやらせていただきました。そして、民間がやっている包括委託事業、あるいは通告いたしておりますが、PPP、いわゆる官民連携の取り組み、あるいは美祢市では既に経験しておりますPFI方式、いわゆる社会復帰促進センターであります、そうしたものを実は神奈川県まで視察に参りました。

そのときに私たちが思ったのは、当初は視察に行くまでは、まさか水道事業を民

間に包括委託するって可能なのかなという気が実はしていたんですね。しかしながら、行って見ますと、考え方がちょっと違うんですね。神奈川県が考えているのは、日本の水道事業が世界にどうやって貢献できるのかということで、行政が持っているノウハウと民間が持っているノウハウを併せて、いわゆる目的会社をつかって、それをノウハウをお互いが持ち寄ったものを構築して、後進国にどう役立てていくかという大きな考え方の中でやっておられました。5年間で34億ですから、相当大きな予算であります。

美祢の場合は、そんなにたくさんの水道の規模が事業量がございませませんが、そうした中で、今後、そういうふうな取り組みをされるかどうか、お考えをお聞きしたいというふうに思っております。

まず、ダウンサイジングということが記述されておりますので、これをどういうふうに具体的にやろうというお考えなのか、その辺をお伺いをしたいと、このように思っております。

○副議長（岡山 隆君） 松野上下水道事業局長。

○上下水道事業局長（松野哲治君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、ことし6月につくりました水道ビジョンの中に、ダウンサイジングという言葉表現しておりますけれども、ダウンサイジングの具体的な方法としましては、いろいろな文章、書類に書いてございますけれども、物や組織など、さまざまなことに関して用いられ、極端には物を小さくすること、コストの削減や効率化を目的とし、より小型なものとするということふうにも書いてございます。

そして、一般的には、従業員の削減、組織のダウン、小さくすることというふうに書いてございますけれども、上下水道事業局としましては、本年9月に補正予算を議決していただいている上でございますけれども、四郎ヶ原、川東、それぞれの簡易水道に水量の余裕のある上水の水を送ることにより、両簡水を廃止し、上水に統合する計画をお示しをしております。そのようなことも考えまして、施設の統合による機械設備数の縮小、それに伴う更新費及び維持管理費の削減、施設規模の適正化による建設費削減、水質の同等化等を目標としております。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 文献に書いてあるのは披瀝をいただきましたけど、おっし

やるとおりに、長年、言い続けてきたんですが、ようやく簡水と上水をジョイントするという事業が進んできたかに思います。従って、私が今御質問申し上げたのは、上水、上野、それから秋芳がやれるお考えがあるかどうかということも併せてお尋ねしたんですが、お答えがないようですから、後からでも結構です。答えられれば答えていただきたいと思います。

もう一つ、併せて今回、括弧書きで書いておきましたのは集落排水の件ですが、これは政策的なものになろうと思いますので、市長にお尋ねしたいと思うんですね。

きれいな水を流すのは上流における自治体の責任であるというのは、私たちも早うから言っております、宇部、小野田、山陽町時代、美祢市が一緒になって広域で議員活動も一緒にやっておった時代の話ですが、私たちはそういう意味で、できるだけきれいな水を下流の市町村にも流す責務があるだろうということから、河原の集落排水、厚東川にどうやってきれいな水を流すかということなんですね。

豊田前も終わりました。次は於福地区だろうと思うんですね。於福は市長の出身地で、非常にお答えがしにくいかもしれませんが、それはちょっとおいておって、やはり上流の自治体として、そうしたきれいな水を流すという責務の中から考えてみると、非常に重要なことであろうというふうに私は思っております。

しかしながら、相当のイニシャルコストがかかるだろうと。後ほど、またちょっと財政的なことを申し上げますが、今、施設を統合することによって、できるだけランニングコスト引き下げをしていきたいということでのダウンサイジングということも当てはめられたようですが、これを於福の集落排水をテストケースとして、例えばPPP方式でやるとか、市長さんのほうにそういうお考えがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 今の於福は私の出身地でありますし、今、住んでおりますから、答えにくいであろうという御配慮をいただきましたけど、実は於福というのは於福駅を中心に、前にも話したことがありますけれども、都市計画税という目的税ですよね、これはもちろん下水道も含めて整備をするから、都市計画税を頂戴しますということで、長年、都市計画税をお支払いをしていただいているところです。そこに実は下水がないというのは、本当はおかしいんですよね。それ以上に、下水道そのものが於福地区の半分は行っていなかったということで、今やっている状態

です。

ですから、於福の方々は非常に我慢強いので、後になったけども我慢してほしいということで、我慢をしていただいております。今、ようやくこの半分も上水道が布設されていておるところですけど、やろうとしておるところですけども、現実的には今の下水処理にしろ、農業集落排水事業でするにしろ、水がないとできませんから、当然のごとくまず上水を完備をして、そして上水といいますか、水道を完備して、そして下水ということで、それで今のPFI、PPPですね。

PFIというのはプライベート・ファイナンス・イニシアチブか、だから民間活力を使って公のコストを減らして、なおかつ事業そのものを非常に活性化をさせて、市民、県民、国民のためにしようということ。また、PPPというのは、よく環太平洋のあれとよく似ていますので混同しやすいんですが、Pがパブリック、公共ですね、公で、次のPがプライベート、そして最後のPがパートナーシップということで、パブリック・プライベート・パートナーシップということだろうと思います。

ですから、さらにPFIという考え方を広げていって、民間と公が協力をし合っていて、実際に有効でいきめのいったものを展開をしていって、真に市民のためになるように、また行政コストを下げたいこうということです。

具体的には、今、於福地区の下水の整備について、計画を今練っているところです。上水の布設と併せてですね。先ほど申し上げた農業集落排水という方法もありますし、もしくは特定環境保全公共下水道事業というのがあるんですよ。それで施設そのものは建設をして、その後に、下水は重安まで行っていますから、於福の隣まで来ておるんですよ。ですから、最終的には公共下水とつなぐという方法もあります。いろんな方法が考えられるんですが、それも今検討段階ということです。

ですから、その辺が最も行政にとってコストが低くて、真に市民のためになるということをまず確定をさせて、特定をさせて、その上でPFIなりPPPが適当かどうかということをやるべきだろうというふうに思っていますので、今の段階でPPPなりPFIをとすることはちょっと申しかねにくいということだけは御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。

今おっしゃったように、財政的なことも考える必要があろうし、なじむかなじまんか、その辺はまた研究課題だと私も思っておりますし、そのように取り組んでいただければ結構でございます。

最後の質問でございますけど、公営企業としての組織と財政計画についてということを通告申し上げます。

水道ビジョンの中で、財政計画の欄のところは実は35ページ、部長はお持ちでしょうかね、35ページ、アセットマネジメントに基づく老朽化施設の更新等というふうなうたい方がしてあるんです。このことも所管の委員会でお尋ねをしたんですが、いまいちちょっとよくわからない。

確かに、水道ビジョン、今からどういうふうにやっていくかということのビジョンだろうと思うんです。しかしながら、一番大事な財政面が記述されていない。特に、老朽化した施設を今後更新をしていくということになりますと、大きく財政的に負担が来るだろうと。そのことが示されていないだけならまだいいんですが、実際に見えないんですね。どういうふうにやっていこうかということが見えません。

もともと公営企業会計の中で、なぜ公営企業会計、いわゆる民間で言えば企業会計に近い手法をとるのかということ、やはり原価計算、コスト計算、これが受益者の皆さんにはつきりわかるようにしなくちゃいけない。それから、実際に携わっている皆さん方のコスト意識、こういうものがきちっとわからないと、受益者の負担の原則から外れていくんじゃないか。ただ、お金がかかるからやりません、お金がかかるから一般財源からやりましょうというわけにはいかないだろうと思うんです。

もう一つは、水道会計で、先ほどもちょっと事業量のことを申し上げましたが、水道会計で事業量が6億ぐらいだと思うんですね。非常に小さいんです。それから、下水道も4.5億ですから、余り大きくない、二つ合わせても10億程度ぐらいの事業規模なんですね。それを事業局で今管理しておられるんですが、しかしそれだけを見ますと、病院事業とははるかに違うではないかと、こういう論になろうと思うんです。

ところが、投資固定資産、いわゆる投資されている減価償却後の金額が水道会計は70億あるんです。それから、下水道については140億です。200億以上の資本といいますか、投入して整備をしている大きな、事業量からしたら小さいが、それはそれぞれの行政の役割があるわけですからいいんですが、そうした非常に事

業量と比較して、投資している固定資産というのは大きな金額を投じているわけですね。

ましてや、企業債においても、病院の倍ぐらいかかっていると思います。まだあると思います。水道事業で28億、それから下水道で35億ぐらいですか、違っていたら言ってくださいね。25年度の美祢市公営企業会計決算審査意見書を見て申し上げているわけで、数字が違うところがあれば御指摘いただきたいと思いますが、何が申し上げたいかという、これだけの大きな事業でありますし、それから今後、老朽化に対する更新もさらに、今現在でも両方合わせて200億近い、さらに水道会計はもっと大きな金額を使っていかななくちゃならない。

こうしたときに、私はやはり公営企業会計の全適用、これは若干市長の組織を縮小しようということについて反論になるかもしれませんが、私はここでやはり公営企業会計の全適用をやって、小さいとはいえ、事業量は小さいが、非常に大きな投資資本を抱えている、今後もまた大きな投資をしていかななくちゃならない、こうした大事なときに、病院と同じように管理者制度の導入を図られて、よりビジョンが実現していくような方法をとられるお考えがあるかどうか、最後に市長のお考えを聞いて、質問を終わりたいと思います。

大変、せっかく組織を小さくせんにゃいけんというときに、私は逆に管理者を置いて、そしてその方を中心に専門的な知識の中で、ぜひダウンサイジング、それからもう一つは先ほど申し上げました老朽化の更新、こういうものに取り組んでいかれて、より市民に対して安心・安全な水が供給できるような体制づくりをされたらなというふうに思っておりますので、市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（岡山 隆君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 竹岡議員、非常に企業会計をよく勉強しておられるし、強いのですから、うかつなことは答えられないなという思いがあるんですが、今の収益的収支はもちろんですけれども、3条予算、収支は別にして、今の資本的収支、4条収支のことについても非常に具体的な数値を言われましたけど、非常に重たいものですよね。

下水にしろ、上水にしろ、施設をどんどん更新をしていかななくちゃいけない、補償しなくちゃいけない、また投資をしなくちゃいけない、今度の美東・秋芳の軟水化のことについても、恐らく両方それぞれが10億以上かかる投資になります。で

すから、水道事業にしる、また下水道にしる、大きな事業体としての価値を持っています。また、責任もあります。

実は、上水道事業というのは、もちろん御承知でしょうけど、市民の方が見られますから、ここで再度申し上げる形になりますが、地方公営企業法の完全適用事業体なんです。ですから、上水道事業というのは、地方公営企業として本当に法を完全適用させて仕事をしなさいというのが法の命令、それによって全国の上水道事業は動いています。

下水道事業につきましては、任意事業体ですから、今は地方公営企業法の財務部分だけを適用した任意適用体として今は動かしています。それを併せて、上下水道事業体として今は運営をしておるわけですが、今の事業管理者の件ですよ。実は、きょう、高橋病院管理者は来ておられないかな、高橋管理者も病院の管理者としてお忙しいから、なかなか急なことのときには議会にも出られないような状態です。ですから、実は美祢市立病院、美東病院ですね、これも完全適用じゃなしに、財務会計だけ適用の企業体でした。それを実は社長に当たる部分、私が兼ねておりました。市長が兼ねておったんですよ。

しかしながら、公営企業としてきちっと運営をしていくためには、市長の職務というのは本当に多岐にわたっていますので、さあ、すわこういふことに対応せにゃいけんとかいうとき、ほかのことを市長がやっておるときに、なかなか迅速に対応できないということもあります。それで、病院につきましては、既に公営企業管理者を設置をいたしまして、今、高橋管理者に運営をしていただいております。予算の調整なんかは市のほうで行いますけれども、企業体として、俗に言えば、社長が別段に存在をして、それで運営をしていただいているという形です。

ところが、今の上下水道については、地方公営企業法、今ここに資料を持っていますけれども、地方公営企業法の第7条に、地方公営企業を経営をする地方公共団体に地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置くこと明記してあるんです。ですから、それぞれの事業ごとに置くということですから、もちろん水道なんかは当然管理者を置かなくちゃいけないということになっています。

ただし、同法の地方公営企業法の第7条のただし書きに、条例で定めるところにより、管理者を置かないことができるということができる規定になっています。美祢市に

においてはできる規定を適用して、条例で定めて、管理者は置いていない状態で、私が実質的な社長も兼ねておるとい状態になっています。

先ほど来、資本的投資のこととか、企業債のこととか申されました。もし、大事故があったときとか、いろんなときに迅速に対応しなくちゃいけないときに、やはり企業体ですから、地方公営企業ですから、専任のやはり普通で言えば社長に当たる人間を設置するのがしかるべきだろうと思います。それが法の本来の本旨だろうと思います。

ですから、そのことを考えた場合、病院は既に管理者を設置をして運営に当たっていただいていますので、今後、上下水道事業についても管理者を設置をするということに早急に取り組みたいと思います。これは条例をいろう必要がありますから、また具体的にその方針が出せましたら、議会のほうに条例をお出しするということを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） はい、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） ありがとうございます。

ぜひ、私は、公営企業会計法の全部適用によって管理者を設けることによって、財務、それから組織、今、市長が言われたように、企業の機動性なり自主性、そういうものを担保しながら、ぜひ水道ビジョンというものをきちっと推進をしていくことが自治体の大きな責任であるというふうに私は思っておりますし、市長が今そのことの御認識を頂戴いたしましたので、期待を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○副議長（岡山 隆君） それでは、この際、暫時2時20分まで休憩いたします。

午後2時05分休憩

.....

午後2時20分再開

○副議長（岡山 隆君） それでは休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○8番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子でございます。

住民こそが主人公の立場で質問をさせていただきます。

国民健康保険の運営が県に委託された後の保険税について質問をいたします。

まだ決定ではありませんが、国民健康保険の運営を現行の市町から都道府県に移すという動きがあります。

厚生労働省は、11月29日に国民健康保険の運営を現行の市町から都道府県に移した後の保険税について、市町による医療費削減や保険料の収納率に応じて決める案を、社会保障審議会の医療保険部会に示しました。医療の削減と国保税の徴収率を上げるのが目的のようです。

この制度では、都道府県が地域内の医療費を賄うのに必要な、保険料総額を「分賦金」という名で市町に請求されます。その内容は、医療費が低い市町の分賦金は低くし、医療費が高い市町には高く請求される仕組みです。

市町は分賦金に基づいて、都道府県が示す標準保険税率、保険料率を参考に、実際の保険料の率を決めて保険料が徴収されるようになるようです。都道府県が示す目標より高い収入率を上げれば、低く収納率が設定できるとされており、保険税の徴収強化を図る狙いもあると思われます。都道府県の示す収納率の目標は、人口が3万未満は93%の収納率が必要になります。

こうした動きの中で、今、緊急に求められるのは、保険税を安く設定するためにどうすればいいかということです。

国保会計は、保険給付費が多いと保険税も高くなる仕組みです。従って、いかに医療費を安くするかということです。日ごろから病気にならず、健康な体を維持していくことが重要です。つまり、病気にならない体をつくるということです。

昨年9月議会で、健康増進について、ラジオ体操、3B体操、健康体操など、温水プールを利用した活動などを、質問いたしました。その後の健康増進の状況と成果についてお尋ねいたします。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 三好委員の、国民健康保険制度の運営が都道府県に移された後の制度のあり方についての御質問にお答えいたします。医療費削減に向けました取り組みの状況についてでございます。

まず最初に、先ほど国の審議会、何ですかね、お話がございましたけど、その内容はまだ決まったわけではございませんので、私どものほうに具体的に保険料をど

うするとか、収納率がどうだとかいうことは出てきておりませんので、それに関してはちょっと何ともお答えをしがたいので、御了承いただきたいというのが1点あるのと、保険料の収納を上げるのは当然のことでございます。強化とおっしゃいましたけど、やはり払ってらっしゃる方、いらっしゃるんですから、やっぱり税も一緒なんですけども、基本的に収納率を上げるというのはどこの市町村も頑張ってることで、一方で、困った人を助けるちゅうのはまた別問題ですので、そこは御理解いただければというふうに思っております。

まず、健康でなければいけないということで、昨年も御質問いただきまして、今、健康増進課を中心に進めております対策はお答えをして、その後、何が変わったかということなんですが、特にこれを新しくしたとかいう部分は、今現在ではありません。今までやってきました充実をさせていくということと、あと、一昨日の萬代議員の御質問にも同じような内容でございましたので、今の健康づくり推進協議会がうちの中で持っておりますけども、そこに、やはりそれぞれの目標を立てまして、その計画も御協議いただいて、進めるという形を取っております。

特に、ことし始めたこととしては、ウォーキング等の普及啓発をホームページで行うとか、ウォーキングイベントを充実させるとかいうことが、新たに今年度行っております。

それと、昨年、25年度から胃カメラの導入——胃がん検診関係者につきましてやった結果、胃がん検診の受診率がかなり伸びてきたということがございます。

それから、体操等におきまして、いろんな、市としては「やってみいね健康体操」を進めていますけども、議員おっしゃられたラジオ体操やその他普及も随時行っているところでございます。

それから、温水プールでの健康づくり推進運動教室ですけれども、平成26年度においては9月から12月までの間、月3回程度の割合で国保の事業として水泳指導者を置いて、これは国保の保険者だけではなく、腰痛の解消や健康増進など、健康に不安のある方を対象に市民課のほうで実施をしておるところでございます。

このような活動をまずは継続していくこと、それからこれを市民の皆様にもっともっと普及していくということを中心にしながら、今後も進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほど、こうした県、国の動きっていうのがあるって言いましたが、まだ決まってないって言われましたけど、厚生労働省の11月29日に社会保障審議会の医療部会で示されたので、まんざら嘘ではないと思いますが、その点を踏まえて、考えて、どうするかっていうことを前提でちょっと質問しました。

そして、健康、昨年したその成果はどうかということで、一概にぱっと効果は出ないかと思いますが、話に聞けば、健康増進課の方たちが、職員さんがラジオ体操しておられるということですが、体調がよくなったとか、何かああいうのを聞かれたことがありますでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 私が言いました、平成25年から——24年から健康増進課ではやっておりますけど、朝、仕事をする前にやって、それをやって朝礼してますので、体調がそれでいいかと聞かれるとあれですが、継続することによって保ってるかなと思ってます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） そうですね。継続は力なりと言いますから。

それで、私も思うんですが、最近テレビ、Eテレ、教育テレビで6時25分からと9時55分からと健康体操してますので、この番組に乗かって体操をするようにすれば、健康な体が保てるのではないかと思います。

病院事業会計の決算書の診察科目を見ますと、整形外科の受診が内科に続いて多いのです。膝の痛み、腰の痛み、水中ウォーキングなどで病状が解消されると思います。プールだと楽しく健康を維持する手段ではないかと思われれます。それで、先ほどもお答えいただきましたけど、温水プールの活用で健康が維持されるような施策を取っていただきたいことを重ねて申し上げます。

そして、平成26年度の病院の入院患者数を見ますと、美東病院と市立病院の両病院の平均ですが、50代の方の割合が1.46%、60代の方が2.31%、75歳以上の方が7.9%でした。歳を重ねるごとに健康を損ねているっていうか、長年、歳を重ねてきたことで今までの生活のいろんな労働とかもありますと思いますが、歳を重ねて健康を損ねているということで、年代を問わずに健康づくりが必

要だということを実感して思っております。

健診を受けるということで、自分の健康の度合いを知ることができますが、健診を受けるとき、国保の場合は1,000円の健診料が要るのですが、国保税の加入者は無料にはできませんでしょうか。無料にするためには約400万円の支出で済みますが、それで健康になり医療費の削減になれば、好循環になってよいのではないかと思いますのですが、400万円の支出はしていただけますか、お尋ねいたします。

○副議長（岡山 隆君） ちょっと、今、この平成26年度の病院の入院患者数の割合って言われたけど、25年度、5でしょ。今、6年度って言われたから。

○8番（三好睦子君） 25って、済いません、聞こえました。25です。済いません。25年度。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 特定健康診査の負担を無料にできないかというお話でございますが、御指摘の特定健康診査は平成20年4月からこの名前で施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、国保や被用者保険といった医療保険者が行うものでございます。対象者は40歳から74歳の被保険者になっております。それまで、市町村が市民を対象に行ってきた基本健診というものにかわり実施をしております。

平成26年度、特定健診の健診単価ですけれども、約——基本項目におきまして約8,000円、追加項目の単価を加えますと1人当たり約1万円を国保より支出をしております。被保険者の方にはその1割に当たります1,000円を負担していただいております。県内他市町の国保では、ほとんどの市町が負担金を1,000円としております。高いところで1,800円、一定の条件で500円や無料の市町もございます。また、ほかの保険では負担金を1,500円としているところもございます。

この健診につきましては、毎年度、被保険者や医療機関の要望等を取り入れて受診項目なども見直しており、受益と負担のあり方、また、国保の財政状況も考慮しながら負担額を決めております。

先ほど400万円とおっしゃいましたが、ちょっと今ざっとですけれども、2,000万円ぐらい無料にしたらかかるんじゃないかという——200万円ですか、

負担金とすれば200万円程度かなとは思ってますけども、やはり今後、国保の財政状況も考慮しながら、これについてはまた検討をさせていただきたいと思います。

なお、美祢市における受診率は、県下トップクラスでありまして、多くの方に受診をいただいている状況でございます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、私が世帯、加入者でおよそのあれで400万円と言いましたけど、実際は200だろうということでしたが、何とか無料にできませんでしょうか。高い、人それぞれでしょうが、保険税も払ってます。保険っていうのは何かのときのために払ってるものであって、こういったときに、病気にならないようにするための健診料なんで、無料にはできませんか。せめて500円とかいうことはどうでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） この健診も、先ほど県下トップクラスと言いましたけど、全員の方が受けられてるわけではありません。やっぱり病院に通ってらっしゃる方はもう病院で診てもらってるので健診は受けないよと。特に高齢の方はそういう方もたくさんいらっしゃいます。

先ほど言いました、受益の関係も含めて、今のところはこの1,000円程度県下並みでお願いできればというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、病気になっておられる方は病院で医療を受けておられるって言われましたけど、健康な者は医療費を使っていないんで、保険料は払ってますけど、医療費は使っていない。そういったことでやはりこの健診は安く設定して、安く、お願いいたします。

次に進みます。1世帯6万円の保険、国保の積み立てなんですけど、1世帯6万円、ある基金を使って国保税を引き下げてくださいと何度となく主張してきたのですが、そのときに、回答でしたら、想定外の高額医療費やインフルエンザ等の極端に医療費の支出がふえたときに備えるためだと。国保の引き下げは考えられないということでしたが、国保に、私の座右の銘にしとるもんがあるんですけど、その中に、国保の本に関するものが載ってるんですけど、来年の制度改革の中で、財政基金共同安

定化事業一元化っていうのが予定されております。保険給付費全体が都道府県単位になって、助け合い事業になるのです。自治体単独で不要不急の支出のための基金を準備する必要がなくなるというようなことが記述されてありました。決定ではないにしても、まんざら嘘ではないと思います。

今のうちに基金の一部を使って活用して、保険税を引き下げておくべきではありませんか。お尋ねいたします。

○副議長（岡山 隆君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 本年9月の議会でも、基金の取り崩しによって国保税を下げれないかということの御質問に対して、ちょっと先ほど言われた答弁内容が若干違うかなと思ってますけれども、基本的にそのときの答弁では、合併当時、基金が約6億3,100万円ありました。その後、平成24年度の決算時の基金残額は約2億5,600万円となったこと。それから近年、保険給付にかかる費用が前年に比べ約1億円程度増加しているという状況で、今後も、保険給付費の増加傾向が見込まれるということから、国、県、他の保険制度からの負担金や交付金の清算調整などから、単年度の会計で大きな歳入減額もあり得ることなどを御説明し、中長期的な視点を持ち、また、国保制度の改革の状況を見据えながら、基金の適正な運用を検討すべきというふうに御回答を差し上げたと思っております。

それ以降、これに関して新たな形での検討は今、行っておりません。

それと、あともう1点ありました件につきましては、次長のほうから回答させます。

○副議長（岡山 隆君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（市民課長）（杉原功一君） ただいまの議員さんの御質問の中でございました、共同安定化事業の一元化、これ、拡大ということになるわけなんです。現在30万円以上の医療費については再保険制度がございまして、その制度によりまして高い医療費については補助がもらえるということになります。

この補助につきましては、支出金もございまして、そういう制度がございまして、それを30万円から1円までに下げるということで、全ての医療について再保険制度を使っていこうという形になるわけでございます。

だけど、この制度がつかますけど、この制度が始まりました、今までと変わらずあくまでも医療費は支払うと。市町村から医療費は全部払います。そしてその後

に、その実績に基づいて100分の59ほどのお金を後で戻していただくという制度でございます。

ただ、この制度は、逆に今度は支出金という形で、またお金を払わなければなりませんものですので、基金を準備する必要がなくなるという御発言がございましたが、それには該当しないということでお答えしたいと思います。

それと、国保税を下げないというふうにこちらのほうで回答したというお答えもございましたが、これについては単年で見るのはなかなか難しいものですので、25年度に改定した後に、ここ二、三年を見ながら、今後基金と併せながら、どういうふうにしていいかということをもた検討していきたいと御回答をしていると思います。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。少しは希望が持てるのかなと思いました。ありがとうございます。

それで、国保税を払いやすくするためということで、減免制度の活用ということがあると思いますが、保険税の収納率がよいと保険料が安くなると。それなので、保険料の収納率が優先されてきます。

しかし、市民、無い袖は振れません。よく市はお金がないからできないとかよく言われますけれど、何か要望出したとき、お金がないから、予算がないとか言うのをよく聞きますけど、市民はもうお金がないからとか言うわけにはいきません。袖が無いから振れないと言っても許してもらえないでしょう。つぎはぎをしながらでも袖を振っていかなければなりません。

そうなったときに、重要になってくるのが軽減制度や減免制度の活用だと思います。9月にも議会で申し上げましたが、2割、5割、7割の法定減免を受けての保険税を軽くするための税金、この2月、来年の2月ごろから1月ごろですか、確定申告が行われますが、その確定申告をしっかりとっておかなくてははいけません。

法定減免のほかに市では条例減免制度がありますが、美祢市では、震災とかそういった自然災害、火災、事業の廃止等で急激な収入の落ち込みなど、激変などに適用がされますが、他市では世帯主または家族が病気、事故のとき、また仕事上のけがのときにも適用されているようですが、美祢市ではこのあたり、どうなのでしょう。

うか。

この条例減免の適用を広げて、滞納の原因になるのを除くということで、条例減免の範囲を広げていただきたいと思います。滞納額を少なくするためにも、ぜひこの点に取り組んでいただきたいと思いますが、お考え、どうでしょうか。

○副議長（岡山 隆君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） まず、前提なんですけど、先ほどもちょっと言いましたけど、市としてはやはり税金なり、あるいは国保税もそうなんですけど、納めていただくということを前提に、まず考えておる。これがまず平等の原則だろうと思ってます。

ただ、いろんな条件で苦しまれてる方も実際にいらっしゃいますので、それは、例えば、先ほど言いました減免制度の中で対応しておりますし、収納対策のほうでもそれなりに皆さんの状況を見ながらの徴収に当たっておりますので、何か取ると言うか、そういう形ではやってませんので、職員はそういう気持ちで今、対応してるとは思いますが、そういうことはまず1点目としては御理解をいただきたいと思ってます。

先ほどの税における均等割り、平等割りについて、これは先ほど言いました本当、確定申告をきちんとやっていたかしないと、中には申告されてないので、どれだけ税をかけていいのか、いわゆる仮にかけるといっても国保についてはありますので、それは義務としてやはり申告はしていただく。それに基づいて先ほど言いました、少なければ当然、減免の中に納まりますので、そういう形を申請により軽減するという形を取っておりますので、これはまずきちんと利用させていただきたいと思えます。

それから、減免の制度ですけれども、美祢市の税減免基準に関する規則の中に規定をされております。これも、うちも国保税にしておりますので、市民税、固定資産税の減免基準に準じまして行っております。先ほど議員も説明されましたが、天災による住宅や家財、それから農作物の被害等を受けたときなどの天災、また、所得の著しい減少、その他特別な事情がある場合に該当するものとなっております。

具体的にこのケースということは全部想定をしておりますが、これに沿った形で福祉課のほうでは対応を今、してるというふうに思ってます。

だから、例えば失業しても、失業保険がいつとき出ますので、失業したからとい

ってすぐ、あれです。けがで入院された、でもそれは、それによって収入が一切なくなるという状況であれば対応しなきゃいけません。ただ、会社勤めの方に、ある一定の入院しても一定の収入がある方についてはこういうこと、該当しませんし、それは一つひとつ検討しておりますので、それを全て列挙するという事は全く、逆に言うと非常に狭めてしまいますので、その当たり、うちのほう検討はさせていただきまますけど、全てを上げるということとはできないというふうに御理解いただければと思っております。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。つまり、何かのときは相談に行くということですね。よろしくお願ひします。相談に行かれたときはよろしくお願ひします。

そこで、市長さんにお尋ねなんですが、財政基盤強化の国費の要望についてですが、来年度から国保制度の変更で、これも先ほど部長さんが、まだ決定ではないと言われましたけれど、でもほぼ決定ではないかと思いますが、国の財政基盤の強化のための追加国費については、このたびの変更の中には明示化されてません。国保加入者は高い国保の負担はもう限界です。

国は財政基盤を強化するべきですし、こうした動きの中で市長さんは市長会でしっかりと国に意見を言っていたきたいのです。国保加入者の負担は、もう限界に来てるんだと。国の財政基盤を抜本的に強化すべきではないかと。この制度は市町の分断になって、医療費が個人負担になり、格差も広がってくると、もうこのことはやめるようにと。国の、国保基盤をしっかりとしていただきたいということを、市長さん、全国の市町会で国のほうにちゃんと述べていただきたいと思いますが、市長さんの御見解をお尋ねします。

○副議長（岡山 隆君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員。いつも申し上げますけど、日本が持つてる国民健康保険制度というのは、世界に誇り得る保険制度です。ナンバーワンの、世界のナンバーワンの国と言われているアメリカでもありません。それをしようとしたオバマ大統領は、反対をされて、今、オバマ政権というのは非常に力がなくなってますね。

それをこう、成し遂げた日本国民というのは、すばらしい民族だろうというふうに思ってます。

この根本にあるのは共助、支え合うという考え方ですね。これは日本人が持っている本当にすばらしい特質・特性だろうというふうに思ってます。みんなが応分の、自分が持っている応分の力によってお金を出し合って、そして万が一のとき、大きな病気とけがをしたときに、その莫大な医療費がかかりますから、それをみんなでお出し合ったお金で賄おうじゃないかという考え方ですね。

いわゆる被用者保険、普通、社会保険って言いますがけれども、社会保険はその事業体なり、会社内の連合体なりの保険で賄えます。ですから、働いておられる方が入っておられますから、その原資たるその資金力はある程度高いということが言えます。

しかしながら、国保につきましては会社を退職された方とか、自営業の方とか、農業専門の方とか、ある意味、そういうふうな立場じゃないということで、逆に、万が一のときは本当に大変だなということで、それを支えてるのが国保ですよ。ですから、国保が持つてくる意味っていうのは大変大きいです。

三好議員がおっしゃるように、よくわかります。大変、国保税が、美祢市は国保税っていう言葉を使っていますけれども、国保の料金ですね。これを払うというのが負担になるというのがよくわかります。会社にお勤めの保険については、ほぼ普通の場合が特別徴収と言いまして、会社の給料から天引きされますから、手元に入ってきたときにはもう既に保険料、払って、取られた後ですから、その実感というのは薄いでしょうけれども、国保というのは、手元にあるお金をお支払いしていただくということになりますから、その負担感っていうのは恐らく大きいだろうというふうに理解をしております。

しかしながら、一番最初に申し上げたように、国保というのは皆さんの応分の力、財政的な力によって、お出しいただくことによって成り立っている保険であるということです。ですから、皆さんが私は大変だから、うちは大変だからということでそのお金を出していただかなかつたら、国保というのは財政破綻を起こして、みんなの助け合い制度の、制度そのものが破綻をするということ。それは、とりもなおさず、本当に大きな病気、けがをされて、生活もできない方々が、じゃあ保険がないからその莫大な1,000万とか2,000万という金を払えるかって言ったら、

払えないですよ。

ですから、そういうふうなことになるように、今、一生懸命その国保運営を健全にするように努めています。

今、国のほうによく言ってくれというお話がありました。財政基盤を確固たるものにするために、今は基礎自治体が全部やっていますけどね。市なり、町なり、村なりが国保の事業主体としてやっています。しかしながら、今、基礎自治体の地方自治体が非常に財政基盤が苦しくなっていますから、それをある一定の大きさにするべきじゃないかということ、市長会を通じてずっと言い続けてきております。

それによって、今現在、県レベルのものにしたほうがいいんじゃないかという議論が大きくなってきておることも事実です。

ところが、県サイドからすると、国保というのは財政基盤が非常に弱いということがありますので、県で引き受けされるとまた大変ということもありますから、その市長会と県知事会のせめぎ合いも過去ありました。しかしながら、根本的に一番大事なのは、国保を潰してはいけないということです、その議論で進みます。

私自身も今、山口県の国保団体連合会の理事をしております。数名の理事で、山口県の国保団体連合会の経営をしておりますけれども、その中の理事の1人が私です。ですから、私も山口県全体の国保運営について大きな責任を負っておりますし、ましてやこの美祢市の国保の運営については、大きな責任を負っております。

ですから、大変な御負担をお願いするかもしれませんが、万が一のときのために、どうか応分の税のお支払いはお願いをしたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 国保は、先ほど助け合いとか言われましたが、これはれっきとした社会保障制度です。そのこと、申し上げます。

それと、国保の会計の中で、私たちが払う保険料と、国がくれる国庫支出金があるから、その部分が減額になってるということも、9月議会では申し上げましたが、その点も国に言ってほしいということも申し上げましたから、やはり国からの支出金、これをたくさんいただかないと、国保が苦しくなるというのは事実です。何度も――。

○副議長（岡山 隆君） ちょっとこれに関して、市長答弁。はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員。実は、国、国とおっしゃるけれども、国の財政というのは、国民の税金によって賄われてます。ですから、国から負担をようけお願いしようとした場合、そうすると、税金を上げてくれというのと一緒になりますよ。

ですから、社会保障制度、私、今、わかりやすく助け合い制度と言いましたけれども、もちろん社会保障制度です。国保に対しても国からの公費として、大きな負担を頂戴してます。でないと、とてもでないですけれども、国保にお入りの方だけでは運営できないんですよ。ですから、広く、広く、国民の税金をもって、各基礎自治体の国保運営に国費をもって支えてるという形も、ちゃんと厳然たる事実としてあるということを御理解いただきたい。

ですから、それを全て国費で賄おうとすると、莫大な金を国が支出するようになりますから、そうすると、消費税の話がありましたけれども、8%を今、10%に上げるのに今、留保いたしました。社会保障に使うべく、今、消費税上げようと国はしているわけですが、日本共産党のお立場では消費税は上げないということをおっしゃられるけれども、消費税は上げないよ。そして、国保は全部国費でみてもらいたい、国のお金でみてもらいたいということであれば、国の財政が破綻をするということも、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、共産党の政策について言われました。

消費税、もちろん上げないということで。消費税は自民、今、安倍、自公政権ですが、消費税が、社会保障のために消費税上げると言われましたが、実際は社会保障のためには使われてないと。なぜかって言ったら、今、図で示す資料、持ってませんが、実際に年金は下がり続けているじゃありませんか。それと、医療費の削減だって74歳の方が、今までは1割引きだったのが2割に上がったじゃありませんか。だから、消費税は社会保障に使われてないと思います。

だから、一概に、社会保障を充実するために消費税が上げられたということはないと思います。共産党の政策について言われたんで、ちょうど申し上げますが、消費税は大企業の減税のほうに回ってると。そういったのがグラフに出て、実際に示されてるんですが、申し上げたいのは、先ほど言いましたように年金は下がる、医

療費は上がる、社会保障には使われてないということが言いたいんです。

そして、財源はどうかって言われましたが、この国保の財源は国から全額出せって言うてるんじゃないんで、国庫支出金というのがあるんですが、国庫支出金。これが少なくなってるのでふやしてもらおうよって言うてるので、全額を出せって言うてるのではありません。ということをお願いします。

○副議長（岡山 隆君） ちょっと、一般質問からずれないようにお願いします。はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好議員、もう社会保障の制度ですよ。さっき、私は支え合いの制度と、国保は申し上げた。年金も同じなんですよ。支えじゃない、社会保障っておっしゃったけど、これ、社会保障っていう制度そのものが支え合いなんですよ。皆さんがお支払いになったお金をプールをして、それでみんなで支え合おうっていうのが社会保障制度です。

国民年金の、年金の金も下がってきちよるから、消費税が使われてないとおっしゃったけど、年金っていうのは基本的に、その時代を生きている方々ですよ、今、この瞬間に生きておられる方々がお支払いいただく年金の掛け金によって、今、頂戴をしておられる、年金を受領しておられる人を支えている制度。ですから、自分たちが払ったお金がプールされて、それをもって、後々払うという制度になってないんです、日本の年金制度はですね。ですから、そのことも御理解しておられると思うけれども、今の国保の件と、また年金の話はまた全然別のものですから、社会保障制度、共産党員でいらっしゃるから、その社会保障制度に大変勉強しておられるでしょうけども、その辺のこと、十二分に全部とらまえた上で、いかにやっていくか。ましてや社会的に弱い立場の方々をどういうふうに支えていくかということ、共に考えていくべきだろうと思います。

ですから、とてもじゃないけども現実的にやらないことは市も、県も、国もやれないんですよ。それ、やはりお金が必要なものは必ずどなたかが負担をしておられるわけですから、そのことも考えていただきたいというふうに思います。

私も納税をしてる国民の1人ですし、市民の1人ですから、それは税金が少なかったらそりゃあ本当にありがたいと思うかもしれないけど、でも、私はやはり自分が出してる金によって皆さんのためになってるかもしれんし、自分に返ってくるだろうとも思ってますし、恐らく全ての方がその思いでお支払いになっておると思い

ます。年金についても一緒ですね。国保についても一緒だろうと思います。

だから、なかなか自分の思いどおりにならんことがいっぱいありますけど、これはしかし、日本の国民が全体で支え合ってるシステムだと、制度だということも御理解いただきたいと思いますね。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 先ほどまだ言い忘れましたが、支え合っっていうことなんですけど、共産党は消費税上げるなど言ってるがということなんですけど、税は、誰も払いやすい人が払うと、応分の負担、大金持ちや大資本家、大企業、そういった人の、今のそれを税を軽減している国の政策があって、それを私たちが払っているように応分に払ったらどうかっていうことで、消費税は社会保障のためじゃないか、反対しておられるよねとか言われましたけど、もう少しお話したいんですが、ちょっと時間も、何時だったっけ、15分、ちょっとそれについてはまたの機会にいたしますが、ちょっと、次に、またの機会にします。

2番目に行きますが、定住人口増のための施策についてですが、先般、政務活動費で地方消滅論を乗り越える自治体の産業・雇用の政策という講義を受けました。

この中で、講義の内容では、人口減をそのままにしておく大変なことになると。計画性を持って少子化対策や人口減対策をとることと。そして、人口減対策、抜本的な少子化対策で出生率を回復させないと、させることが、対策で、出生率を回復させることと。

そして、日本の将来の人口減少をめぐる厳しい推計の中で、希望する人が子供を生み、育てやすい環境を整えることが政治の大きな責任だという内容でした。

そして、その中にも出産、結婚、出産、子育てを願っても、これを妨げている日本の社会のゆがみって言うんですか、不安定雇用、非正規社員の割合っていうのが全国的には3人に1人という状態で、20代から30代の生産年齢の若い人たちがこうした雇用の中に、不安定雇用でいるっていうことが問題であって、結婚できない、安心して子供が産めない、育てられない、これこそ解決するべきだと思います。——20分でしたね。

こうした中で、結婚を決意する状況のときに上げたアンケートの中ですが、これは内閣府が行ったアンケートの中なんですけど、結婚を決意する条件として挙げた回

るだろうし、保険はちゃんと存続し続けておるだろうというふうな、何かある意味錯覚があったかもしれません。それが、この今、大きな日本が曲がり角を迎えています。日本の人口というのは、もう厳然な事実として減っていくということはもう間違いない。どんなに努力しても恐らく1億人の総人口は保てないと思います。もうそういう時代が来たというのは国民が共通認識を持ってまいりました。ですから、政権与党にしろ、野党にしろ、そのことは大きく取り上げられようと。それでも、言葉がちょっと変なあれですけど、お尻に火がついた状態。今、そのことを認識して対応していかないとどうにもならないというところまで来ておると思います。

私のほうは、人口3万人を切るという美祢市ということで、どうにかその先ほど非正規雇用というふうにおっしゃいました。派遣職員の方もいらっしゃいますし、パートの方もいらっしゃいますし、アルバイトの方もいらっしゃいます。正規職員に比べれば賃金もお安いでしょうし、保険なんかについてもどうかそれぞれによって違うでしょうけど、その辺の不安感もあるでしょう。そうすると、その結果として若い方が例えば、結婚しておられると将来的に子供を育てるのが不安だから子供をつくらないとかいうことも起こってくるでしょう。ですから、そのことを避けていくためには、ちゃんとした雇用制度を確立していく必要があるというふうには誰でもわかりますね。だから、国もそれは考えておると思います。ところが、その正規雇用で高い賃金で雇うということ、それから応分の社会保障に相当したものを使用者が今の制度では半分払うようになってますから、年金なんか。それをコストとして抱くと今度は企業の経営競争力が落ちてきて、日本をけん引する力がなくなってくる。そうすると今度は雇用を生み出しておった企業の体質が、体力が落ちて、全体の雇用すらも確保ができないということが起こってくる。これは恐らく二律背反、自己矛盾なんですけれども、ですからその辺をどういうふうに対応するか、対処していくかということが今後の日本の大きな命題だろうというふうに思ってます。

私も、わずかな給料をもらわれて子育てをしておられる方を存じ上げてますけど、それは大変厳しい環境で子育てをしておられます。それでも目が生きておられる、未来に向かってまだまだやれるんじゃないかという思いをその方は持つておられますけど、今後、頑張るだけでは済まない部分もありますから、国も県も市もそのことを考えて政治家の方々、三好議員も政治家ですから、市会議員ですから、ですから、皆さん方が市民の代表として、国会は国民の代表として、県議会は県民の代表

として、やはり首長なり、首相は議員でいらっしゃるけれども、ともに同じ思いを持ってそれを考えて行く必要があるというふうに思っています。

意見と言われましたから、意見を含めた言葉としていただきます。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ありがとうございます。時間がありませんので済いません、何か初めの長くて申しわけありません。それでちょっと飛ばさせていただきます。少子化の克服の環境づくりについてですが、今現在、保育料の統一のため、二つの保育料があるんですけど、あるところでは一律1万円プラス給食費ということなんですけど、これがあるってということは、美祿市だって市全体で1万円プラス給食費で済むのではないかと逆に考えてみればそう思うんですが、これに統一できませんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 保育料の統一のことです。

三好議員からは昨年の12月議会の一般質問の中で、まず一つ、統一についての御質問がございました。現在の保育料につきまして、豊田前の保育園において、給食代は別途徴収をしておりますが、約5,000円程度なんです、援助の年齢及び保護者の収入に関係なく一律1万1,000円となっております。

この理由につきましては、昭和30年から豊田前地区におきまして認可外保育所として紫光児童遊園を設置され、運営をされておられましたけれども、平成19年11月に紫光会を設立されたことから、平成20年4月から市立豊田前保育園として紫光会に指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。このような長年の歴史等から保育料につきましても独自の設定で今日まで至っているところであります。

昨年、三好議員から質問をいただきましたが、豊田前保育園の保育料は、地元関係者と協議・検討すると回答したところでございます。その後、合併から一定期間経過をしたということや、来年度、平成27年度から子ども・子育て支援の新制度が施行されることに伴いまして、保育料の新たな設定が必要なことから、本年度地元関係者、在園時の保護者の皆様と協議をさせていただき、保育料の統一に向けて御理解をただいまいただいたところでございます。

従いまして、来年4月より市内の保育料については新たな制度が始まり、統一した保育料で行います。

保育料を下げられないかというお話ですが、今現在でも国の示しました基準よりも現行の保育料は8割程度で国の示した基準よりも下げております。今検討しておりますが、それがもう少し、まあ財政的なこともありますので、どうかできないかということのを来年度に向けて検討しておりますし、それと高い階層の所得層が、かなり金額が、幅が広いのでそのことあたりも近隣のも見ながら、もうちょっと軽減できないかとか、そのあたりは今検討してまいっているもので、それで御了解いただければというふうに思っています。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今の回答でお尋ねしたいところもございしますが、時間がなくなりそうなので、ちょっと次にと思います。

子供の医療費を、人口定住、若い人たちがこの美祢市に住んでいただくために何か魅力的なものもなければ来ていただけないと思いますので、その一つとして、子供さんの医療費、中学校卒業までと言いたいのですが、多分だめだと言われるのではないかとちょっと初めから小学校までと書いてしまいました。小学校までの子供の医療費、無料にできませんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（岡山 隆君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 時間もあまりないようですので、簡単にさせていただきます。

ただいま、制度的には就学前の児童のうち、3歳児未満につきまして美祢市単独の制度で医療保険の自己負担額を全額助成をしております。これについては、従来、県もあったんですが、県がやめたので、そのときにどうするかという話になったんですが、市単独でもやろうということで、今、その制度を保っております。

あと、ほかにも国なり県の制度の中で一部の自己負担額の助成をいたしております。今回、これをどうするかということで考えておりますけど、これ結構対象者が、実を言いますと、何名いらして実際に毎月どれだけ医療費が、子供さんのがかかっているかというのがはっきり言って調査が困難な状況です。例えば、月日によっても変動ありますし、国保はある程度人数がわかるんですけど、社会保険の方なんかは

全然うちでつかみようがないので、どれだけの費用がかかるかというのは、今すぐ確実にお示しできるものがございませんので、私どももそういう要望があるということで考えはしておりますけども、今後もうちょっと本当詳しい調査をして、どれだけ負担があるのかを見てからでないと、すぐそれに対しての返答はできかねるかなというふうに思っています。

以上です。

○副議長（岡山 隆君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 時間があれば、公的医療保険の全てのデータを取りたいと思ったんですけど、それが取得しにくかったので、国保会計だけで出されて、それにおよそ今、美祢市の児童・生徒が2,700人いるので、それで割って個人一人にどのぐらい医療費がかかるかっていうのを計算していただいたんですけど、時間がないからどうでしょうか。飛ばすことにして、またの機会にそれを教えていただくことにして、子供の医療費はもう何としても無料にして、子育て世代に魅力のある美祢市にするためにも、人口減を歯どめするためにも本当魅力ある制度をつくっていただきたいと思うんです。

この子供の医療費ですけど、今現在、長期に入院していらっしゃる子供さんがおられますか、ということをお教育委員会に問い合わせましたら、今のところないということでした。そして、学校でのけがってというのが学校傷害共済給付金というのがあるということなので、病気だけだと思うんですけど、子供たちがそんなに長く病気になるって入院していることもない、私もちょっと風邪とかで病院に行かれたの見たってことはありますけど、そんなにないのではないかと思うので、医療費はそんなにかかっていないのではないかと思います。

そして、次に進みます。

子供の子育ての支援の体制ですが、子育てに余りお金がかからないようにという願いが先ほどにもありました、内閣府の調査の中でありましたが、通学費はお金がかからないという願いに沿って、美祢市全地域で通学費が要るところは無料にしたいということもありますが、今回は就学援助制度の充実についてお尋ねします。

この就学援助制度っていうのは、所得の基準があるんですが、この所得の基準は両親だけで行うべきではないかと思うんです。今の制度は全世帯、だから世帯が

3世代であって、その子供からいえばおじちゃん、おばちゃんになる方たちも同居ということで、おじいちゃん、おばあちゃん、おじちゃん、おばちゃんとか、そういう方までも全世帯の総収入ということになっておりますので、受けられるような方でも同居した場合には受けられないということになってしまいます。

また、給与所得のほかにも営業所得、年金所得、農業所得もそれも収入に含まれています。こうなるとやはり同居して3世代そこに同居して、この美祢市に住んでそのまま住もうかということもなくなって、市外とは言いませんが、出て行かれたり、それから場合によっては通学費も要るので市外へということもあるのではないかと思いますので、この3世代同居でも所得の基準は両親で行うべきではないかと思っておりますが、その点、改善していただけないでしょうか。教育長さん、お尋ねします。

○副議長（岡山 隆君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 子育て支援体制の充実についての御質問にお答えをいたします。

美祢市におきましては、学校教育法第19条ということで、経済的理由によって、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するため、就学援助費の交付を行っております。

就学援助の認定基準につきましては、同一世帯それぞれの収入から必要経費を控除した収入額と生活保護法による保護の基準を用いて算出した世帯の最低生活費の1.30倍以下であれば認定されることとなっております。

その認定算出方法につきましては、山口県のお他市と同様に所得実体に即した認定算出方法となっており、本市の1.30倍以下という認定基準は、他市と比較しましても優遇されているところであります。

また、世帯についての認定基準を他市とほぼ同様に、同居し生計を同一にするものとしております。世帯の人数が少なくなったとしても他の要因により認定されにくくなる場合もあり、世帯人数の多寡のみが認定の可否に影響するものではないと考えております。

現行の認定基準は、適正に運用されていると考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（岡山 隆君） はい、三好議員。

○8番（三好睦子君） 子育ては両親が基本となっておりますので、両親の収入でいくべきではないかと思えます。住みよいまちにしていくためにも、人口流出させないように人口の流出を防がなくてはなりません。どこに住んでいようが自由ですが、美祿市の方が近隣の市に住んでおられる方もあります。お勤めが美祿市内なのに、近隣のほうに出ておられるということもありますが、それはどこに住もうと自由ですけど、美祿市を魅力的なまちにすれば、美祿市で子育てをしたいと思って帰って来られるのではないかと思えます。魅力ある美祿市にするためにも、子供たちの、先ほど言いましたように、若い人たちの願い、教育にお金がかかり過ぎないようにとかありました。その願いにかなうように、子育てについて充実をさせていただきたいと思えます。

子供の医療費も小学校、中学校卒業するまで無料にするとか、今のような通学費を地域的に遠いので学校に行くのに通学費が要るようなことになるのもマイナス面になるのではないかと思えますので、そういった魅力ある美祿市にするためにも、そういったことに力を入れていっていただきたいと思ひまして、時間をちょっとオーバーしてしまいましたので、まだお伺いしたいこともありますが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（岡山 隆君） それでは、これにて通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でした。

なお、議員の皆様は3時40分から議員全員協議会を開催いたしますので、お集まり願ひます。

午後3時25分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月3日

美祢市議会議長

秋山哲朗

美祢市議会副議長

岡山隆

会議録署名議員

下井克己

”

河本芳久